

# 宮代町地域福祉計画

【令和6年度～令和11年度】

令和6年3月



## 「ともに支え合い 助け合う みんなにやさしいまちづくり」を 進めるために

宮代町では、「ともに支え合い 助け合う みんなにやさしいまちづくり」を基本理念に掲げ、平成30年3月に「宮代町地域福祉計画」を策定し、地域福祉の推進に取り組んでまいりました。

近年、人口減少や超高齢化、核家族化などの世帯構成の変化、地域のつながりの希薄化などにより、8050問題、ダブルケア、ヤングケアラー、孤独・孤立問題などをはじめとした制度のはざ間の課題や複合課題を抱える世帯への支援が課題になっています。

「第2期宮代町地域福祉計画」は、前期計画の基本理念「ともに支え合い 助け合う みんなにやさしいまちづくり」を踏襲し策定しました。また、認知症や知的障がい者、精神障がい者等に対する権利擁護の一環としての「成年後見制度利用促進基本計画」、犯罪や非行からの立ち直りを支援し、誰もが安心して暮らすことができる地域づくりを推進するための「再犯防止計画」を包含するなど、多様な課題に対応する内容としております。

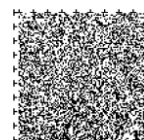
今後も、本計画に基づき、住民、地域、社会福祉協議会、行政など、地域福祉を担う主体が連携協力し、地域福祉の推進に取り組んでまいりたいと考えております。

そして、この計画を実現していくためには、住民の皆さまをはじめ、地域や関係機関の皆様の主体的な参加が大変重要となります。皆さまには、本計画の趣旨をご理解いただき、より一層のご協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定に際しまして、ご協力いただきました多くの皆さまに、心から感謝を申し上げます。

令和6年3月

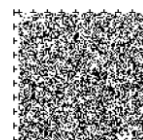
宮代町長 新井康之





# 目次

第1章 地域福祉計画とは	1
1 地域福祉の考え方	1
2 計画策定の趣旨	2
3 計画の位置づけ	3
4 計画の期間	5
5 計画の策定手法	6
第2章 宮代町の現状	7
1 統計からみる宮代町	7
2 アンケート調査結果の概要	15
第3章 計画の基本的な考え方	33
1 基本理念	33
2 基本目標	34
3 施策の体系	35
第4章 施策の展開	36
基本目標1 地域福祉を支える人づくり	36
1 地域での支え合い意識の啓発	36
2 地域活動の担い手づくり	38
基本目標2 助け合う地域づくり	40
1 地域交流機会の確保	40
2 地域福祉ネットワークの整備	42
3 関係機関との連携による支援	44
基本目標3 地域福祉の基盤づくり	46
1 相談支援体制の充実	46
2 見守り支援体制の整備	48
3 福祉のまちづくりの推進、安心・安全の確保	50
4 社会的孤立対策の推進	52
5 権利擁護の推進	54
6 再犯防止対策の推進（再犯防止推進計画）	55



成年後見制度利用促進基本計画 .....	57
1 策定の背景 .....	57
2 計画の位置づけ .....	57
3 成年後見制度とは .....	57
4 宮代町の成年後見制度について .....	59
5 町長申立てについて .....	59
6 宮代町の現状について .....	59
7 成年後見制度の認知状況について .....	60
8 成年後見制度の利用促進 .....	62
第5章 計画の推進に向けて .....	63
1 協働による計画の推進体制 .....	63
2 計画の周知 .....	63
3 各主体における役割 .....	63
4 計画の進行管理 .....	65
資料編 .....	66
1 例規 .....	66
2 委員名簿 .....	69
3 計画の策定経過 .....	71



# 第1章 地域福祉計画とは

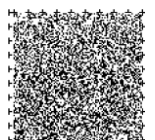
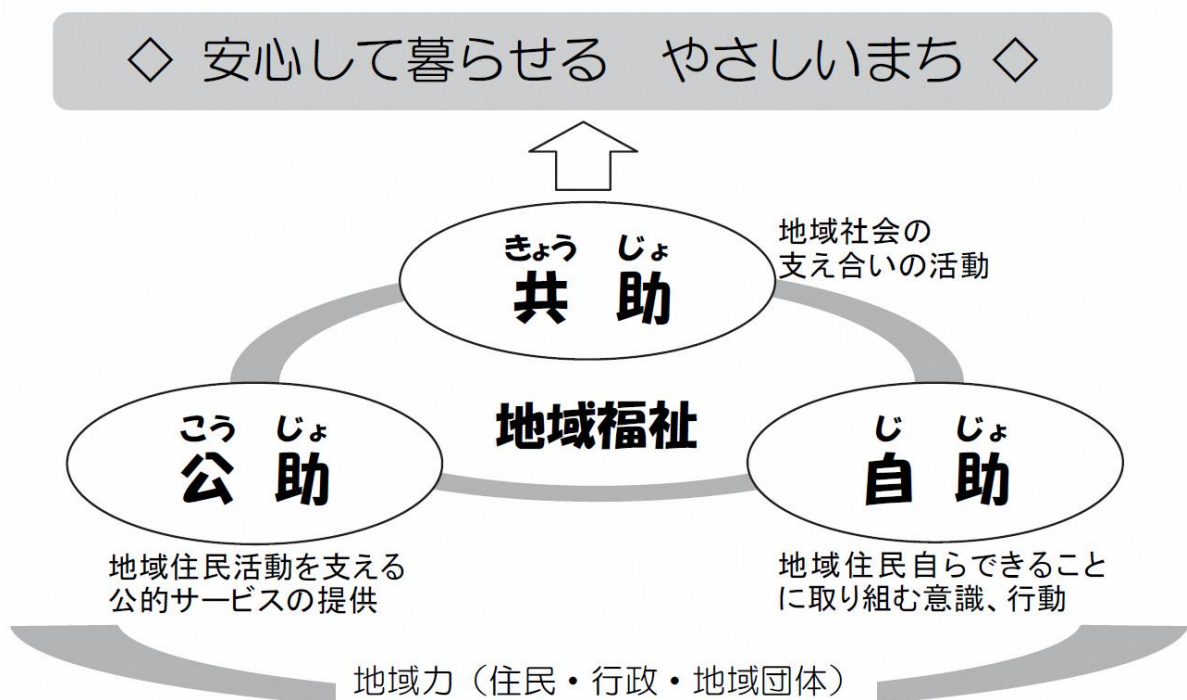
## 1 地域福祉の考え方

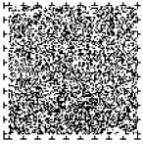
「地域福祉」とは、私たちが住み慣れた地域社会の中で、生涯にわたって安心して生活ができるよう、住民、地域団体・組織、福祉サービス事業所、ボランティア団体、社会福祉協議会、行政などが協力し、お互いを支え合い、助け合っていくことで、誰もが地域福祉の土壌（地域コミュニティ）を築いていくことです。

暮らしやすい地域づくりを進めるためには、自治会、民生委員・児童委員、ボランティアの皆さんの活動や身近に存在する生活課題の解決に向けて、地域住民がお互いに協力して取り組んでいくことが大切です。

そのため、「地域住民自らが福祉活動を促進（自助）」、「社会福祉協議会や福祉等に関わる地域団体活動の充実（共助）」、「町が提供する公的サービスの充実（公助）」を一体的に推進しながら、様々な地域課題を解決に向けて取り組んでいく必要があります。

### ■計画を推進するイメージ





## 2 計画策定の趣旨

近年、地域の人間関係が希薄化し、家庭や地域でお互いに支え合う機能が弱まり、地域社会の構造そのものが変わりつつあります。また、超高齢社会の到来や生活困窮者の増加なども深刻な問題となってきています。

特に、青少年や中年層では不安やストレスが増大し、自殺やホームレス、虐待、引きこもりなど新たな社会問題とともに、高齢者では孤立や介護の問題なども生じています。

こうした、様々な社会問題や地域社会の変化により、今後、地域福祉に対するニーズは増大・多様化していくことが予測されます。

人口減少の本格化や少子高齢化の進行、地域における共同体機能の低下、生きづらさやリスクが複雑化・多様化、ひとり暮らし高齢者の孤独死や子育てに悩む保護者の孤立等の社会的孤立、児童・高齢者・障がい者等に対する虐待、ひきこもり状態の長期化等による 8050 問題※、老老介護や介護と育児を同時に担うダブルケア、ヤングケアラー等の介護者支援、再犯防止への取組等々、複雑化・複合化した課題が顕在化しています。

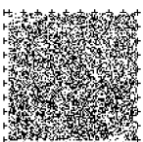
社会福祉法の改正等の経緯をみると、平成 29（2017）年 6 月の改正により、全ての市町村に対して「市町村地域福祉計画」の策定が努力義務化されました。平成 30（2018）年 4 月には、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項」を記載する、いわゆる「上位計画」として位置づけられました。また、令和 3（2021）年 4 月改正では、市町村において、既存の相談支援等の取組を生かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」により、包括的かつ重層的な支援体制の充実を図ることが求められています。

本町では、令和 5 年現在の高齢化率は約 33%であり、およそ 3 人に 1 人が高齢者という人口構成になり、高齢者のみの世帯なども増加しています。また、要介護高齢者や生活保護世帯も増加しており、住民一人ひとりがお互いに助け合いながら、安心して生活できる新たな地域コミュニティづくりがますます重要となっています。

本計画は、住民、町、社会福祉法人などの関係団体や企業がともに力を合わせ、「ともに支え合い 助け合う みんなにやさしいまちづくり」を推進し、誰もが心豊かな生活を営める福祉のまちづくりの実現をめざして策定したものです。

※8050 問題

80 代の親が、自宅にひきこもる 50 代の子どもの生活を支え、経済的にも精神的にも行き詰まってしまう状態のこと





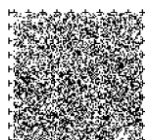
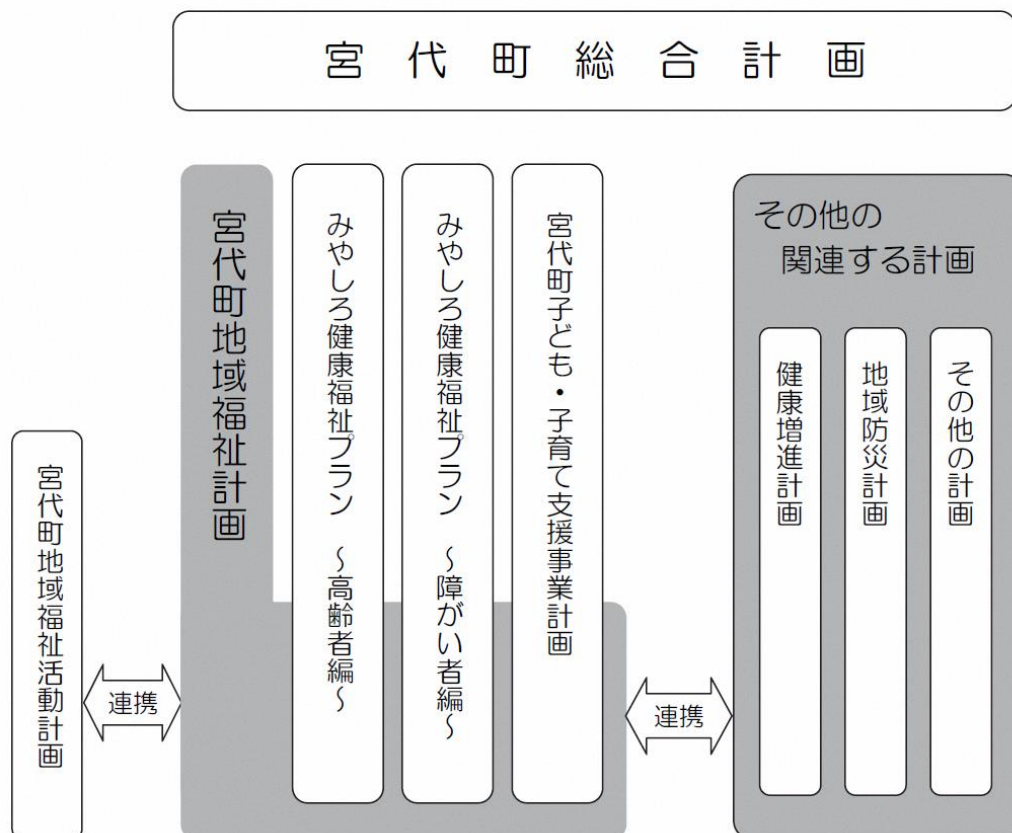
### 3 計画の位置づけ

地域福祉計画は、社会福祉法第 107 条に基づく「市町村地域福祉計画」として位置づけられるものであり、また、市町村成年後見制度利用促進基本計画、地方再犯防止推進計画を包含する計画として策定します。

計画	根拠
市町村地域福祉計画	社会福祉法第 107 条
市町村成年後見制度利用促進基本計画	成年後見制度の利用促進に関する法律第 24 条
地方再犯防止推進計画	再犯の防止等の推進に関する法律第 8 条

なお、本計画は、令和 3（2021）年 3 月に策定された「第 5 次宮代町総合計画」を上位計画とし、「みやしろ健康福祉プラン～高齢者編～」 「みやしろ健康福祉プラン～障がい者編～」 「宮代町子ども・子育て支援事業計画」その他関連する個別計画と横断的に関わるものや共通する事項について、整合性を図りながら、地域福祉を効果的かつ一体的に推進するための計画です。

【宮代町地域福祉計画と他の諸計画との関係】



## ◇社会福祉法（抜粋）

（目的）

第1条 この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発展を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。

（地域福祉の推進）

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

（重層的支援体制整備事業）

第106条の4 市町村は、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、前条第一項各号に掲げる施策として、厚生労働省令で定めるところにより、重層的支援体制整備事業を行うことができる。

2 （第2項以下、略）

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

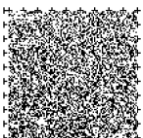
三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

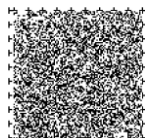
3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。



## 4 計画の期間

本計画は、令和6年度を初年度とする6年間の計画です。しかし、社会的な環境の変化や法制度、保健・医療・福祉に関する制度などが著しく変化した場合は、必要に応じて計画の見直しを行います。

	R 5 (2023)	R 6 (2024)	R 7 (2025)	R 8 (2026)	R 9 (2027)	R 10 (2028)	R 11 (2029)	R 12 (2030)
宮代町総合計画 (R 3～R 12)	第5次宮代町総合計画							
	前期実行計画			後期実行計画				
宮代町地域福祉計画	第1期	第2期地域福祉計画						第3期
みやしろ健康福祉プラン—高齢者編—	第8期	第9期介護保険事業計画			第10期		第11期	
みやしろ健康福祉プラン—障がい者編—	第5期	第6期障がい者基本計画						第7期
	第6期	第7期障がい福祉計画			第8期障がい福祉計画		第9期	
	第2期	第3期障がい児福祉計画			第4期障がい児福祉計画		第5期	
宮代町子ども・子育て支援事業計画	第2期		第3期子ども・子育て支援事業計画				第4期	



## 5 計画の策定手法

本計画の策定にあたっては、地域福祉を地域ぐるみで推進する計画であることから、地域福祉に関するアンケート調査等の実施、みやしろ健康福祉事業運営委員会による協議、パブリックコメントなどの市民参加手法を用いて本計画に反映しました。

また、本計画は、高齢者や障がいのある方、子どもなどに関する各種計画と密接に関連するため、高齢者保健福祉計画策定に向けたニーズ調査結果等も参考にし、整合性を図りながら計画策定に取り組みました。

### (1) 宮代町地域福祉計画策定のためのアンケートの実施

地域福祉計画策定の基礎資料とするために、住民を対象にアンケートを実施しました。

アンケートは令和4年11月に郵送配布、郵送回収により実施しました。回収状況は以下のとおりです。

調査対象者	配布数	回収数	回収率 (%)
宮代町に住む18歳以上の男女	1,800人	753人	41.8%

### (2) みやしろ健康福祉プラン策定委員会での検討

庁内における各課の施策の連携を図るため、みやしろ健康福祉プラン策定委員会にて検討しました。

### (3) みやしろ健康福祉事業運営委員会での協議

町内の障がい者施策、高齢者保健福祉及び介護保険事業等を円滑かつ計画的に推進するため、みやしろ健康福祉プランの策定に関し、必要な調査・検討を行う「みやしろ健康福祉事業運営委員会」において、計画の内容や各種福祉関係計画との整合性などについて検討しました。

### (4) パブリックコメントの実施

「宮代町地域福祉計画(案)」を町ホームページなどで公表してパブリックコメントを実施し、住民からの意見を計画に反映させることに努めました。

### (5) 情報の公開と計画の周知

町ホームページや広報紙への掲載、その他、様々な機会を通じ、計画策定及び計画の内容に関する情報を公開するとともに、計画の趣旨や内容について、住民に広く周知するように努めます。



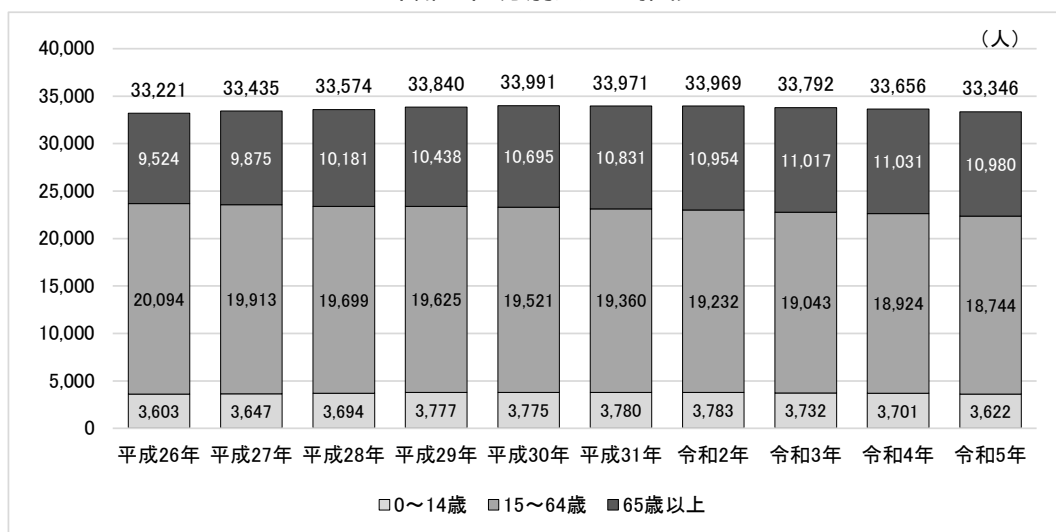
## 第2章 宮代町の現状

### 1 統計からみる宮代町

#### (1) 人口の推移

本町の総人口は令和5年に33,346人となり、平成30年をピークに緩やかな減少傾向にあります。年齢3区分別では、「0～14歳」の年少人口は減少に転じ、「15～64歳」の生産年齢人口は減少、「65歳以上」の高齢者人口は増加し、高齢化の傾向が顕著となっています。

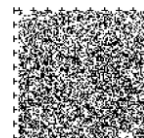
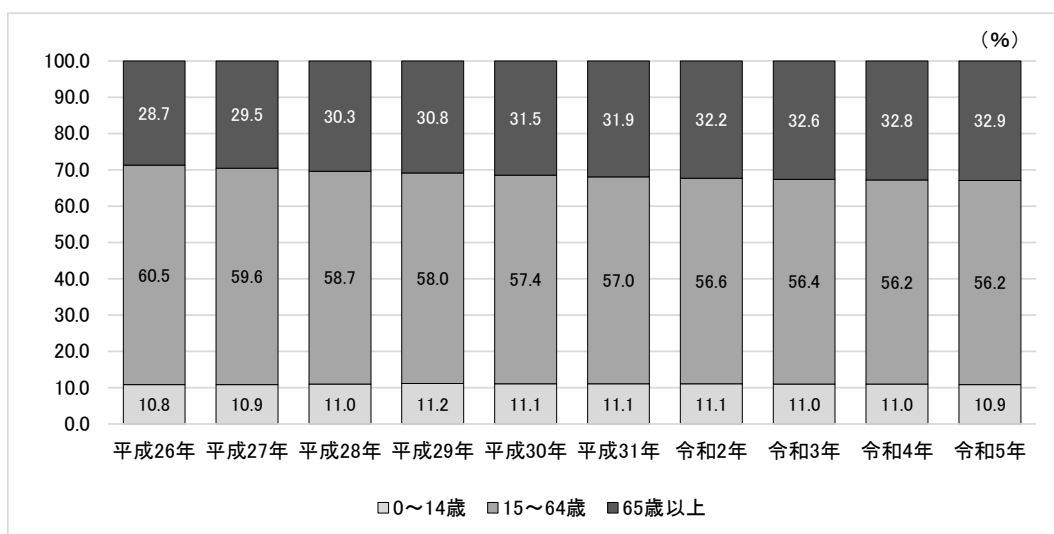
年齢3区分別人口の推移



資料：宮代町人口統計（各4月1日現在）

高齢者人口の増加が著しいことから、高齢化率については近年上昇を続けており、令和5年では32.9%に達し、3人に1人が高齢者という構成となっています。

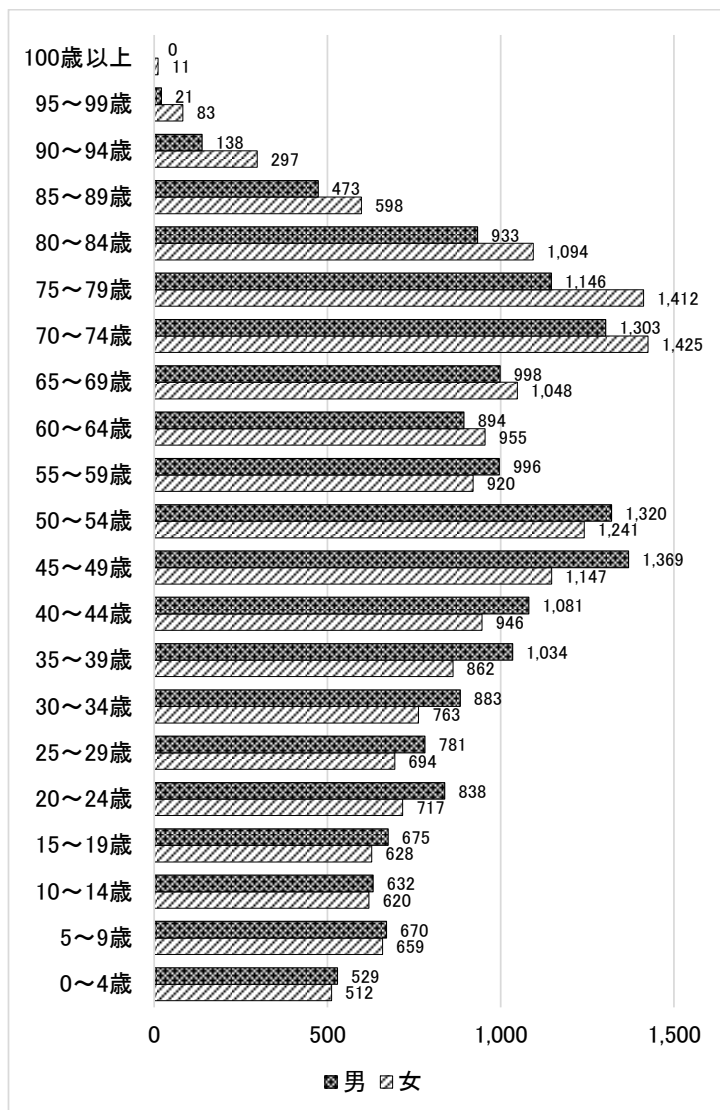
年齢3区分別人口比の推移



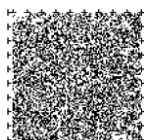
資料：宮代町人口統計（各 4 月 1 日現在）

また、年齢別男女別の人口構成については、55 歳～59 歳までは男性のほうが多く、60 歳～64 歳より上の年齢では女性のほうが多くなっています。

年齢別男女別の人口構成



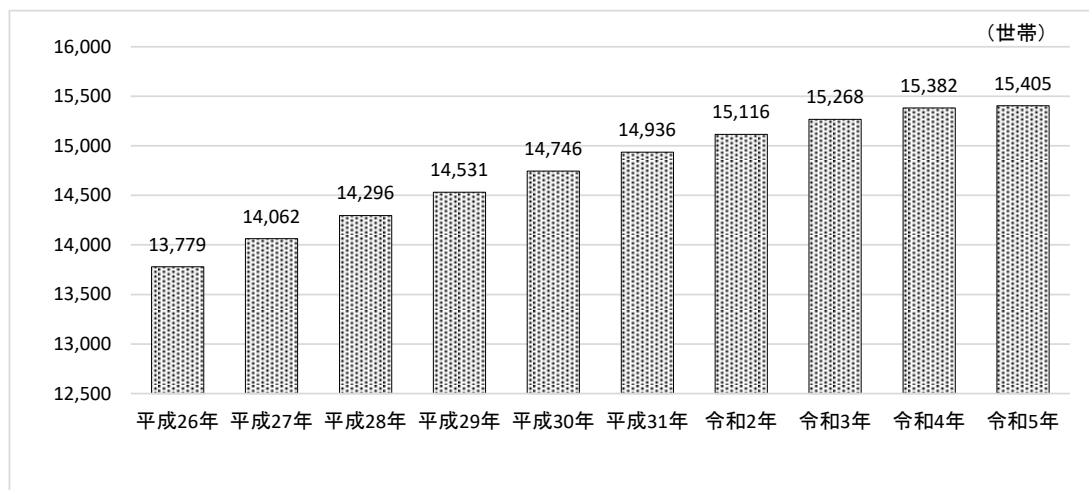
資料：宮代町人口統計（令和 5 年 4 月 1 日）



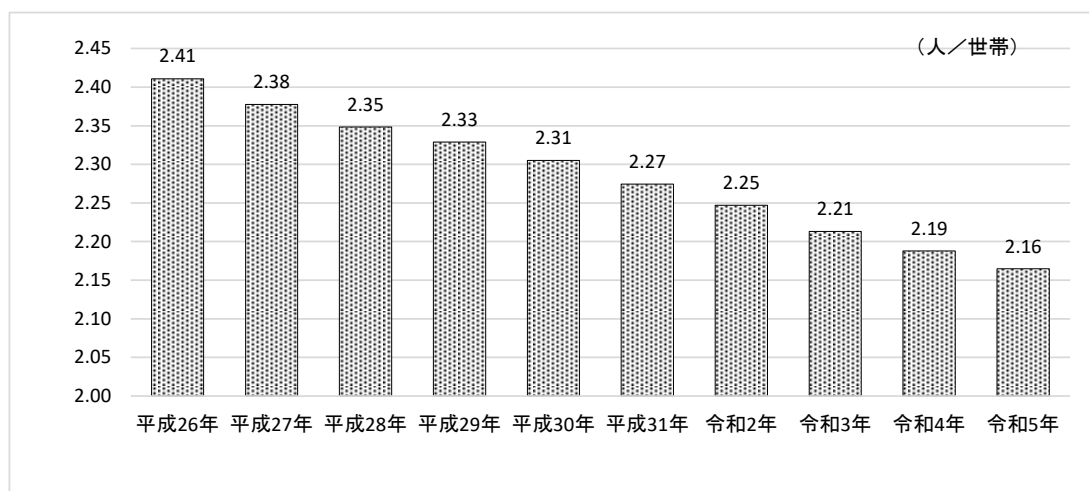
## (2) 世帯数の推移

住民基本台帳による宮代町内の世帯数は、令和5年4月1日現在で15,405世帯となっており、世帯数は増加傾向にあります。一方で、一世帯当たりの人数は平成26年で2.41人、令和5年で2.16人となっており、少人数化が進行しています。

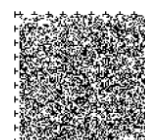
世帯数の推移



一世帯当たりの人数



資料：宮代町人口統計（各4月1日現在）

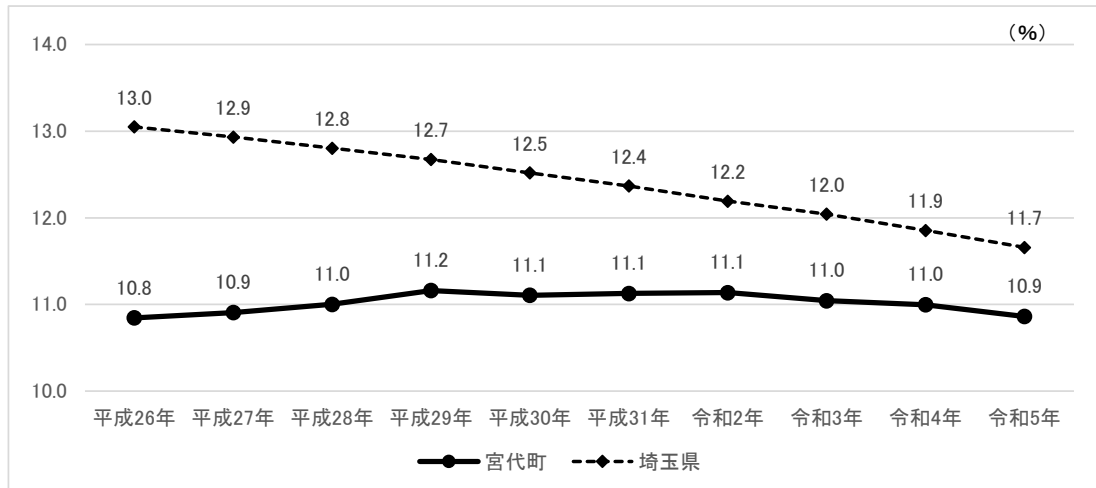


### (3) 少子高齢化の進行状況

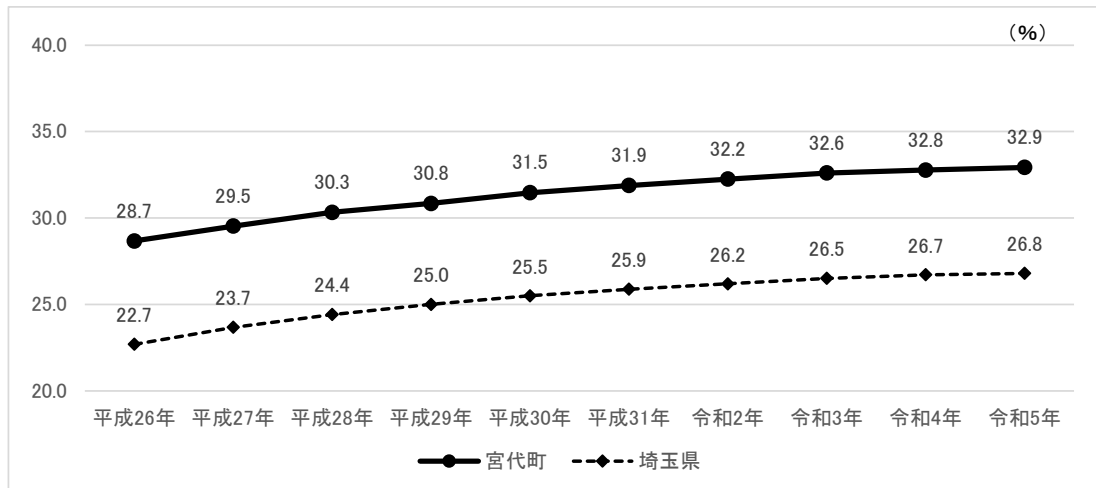
本町の年少人口比率（0～14歳が全人口に占める割合）は、令和5年現在で10.9%となっており、近年、横ばい傾向から減少傾向に転じています。埼玉県と比べると大きく下回っています。

また、高齢化率（65歳以上が全人口に占める割合）は、埼玉県と同様に上昇傾向にあり、比率は32.9%と埼玉県を大きく上回っています。

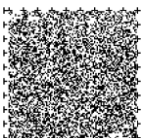
年少人口比率の推移



高齢化率の推移



資料：町は宮代町人口統計（各4月1日現在）  
 県は住民基本台帳（各1月1日現在）

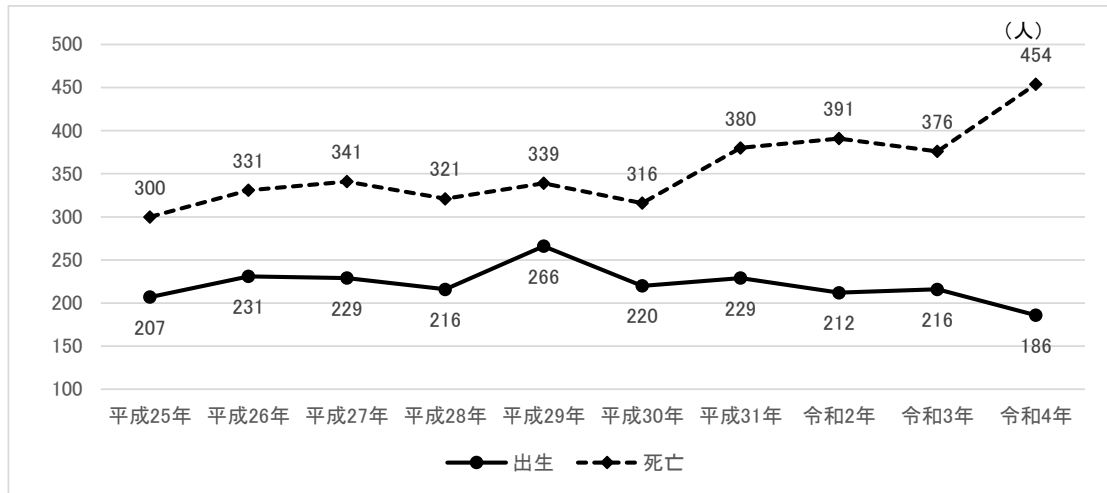




#### (4) 人口動態（自然動態と社会動態）

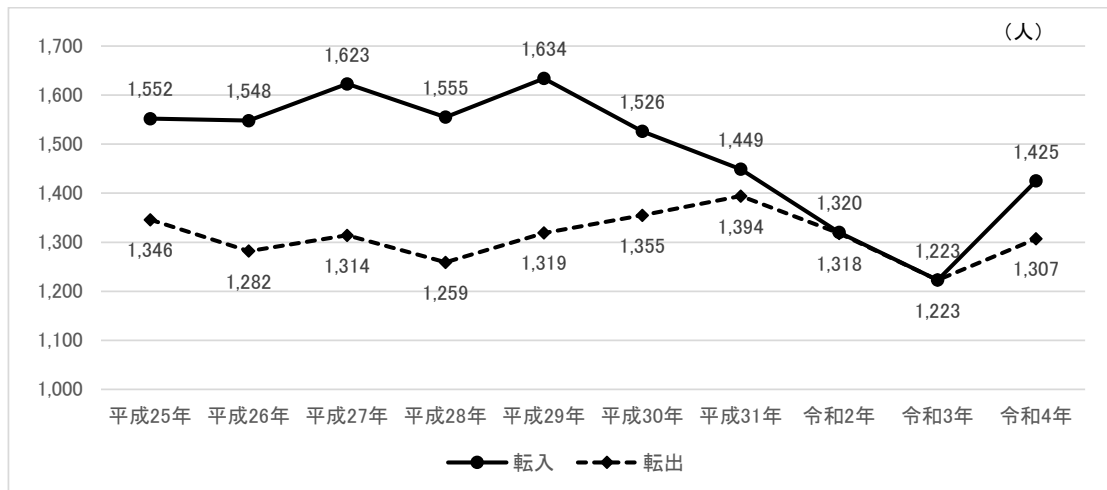
本町の人口の自然動態（一定期間における出生・死亡に伴う動き）は、死亡数が出生数を上回って推移しています。一方、社会動態（一定期間における転入・転出に伴う動き）については、平成25年以降転入が転出を上回って推移していましたが、近年ではその差がなくなってきています。

出生数と死亡数の推移（自然動態）

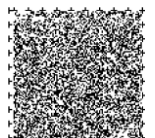


資料：宮代町人口統計（各年1月1日～12月31日）

転出数と転入数の推移（社会動態）



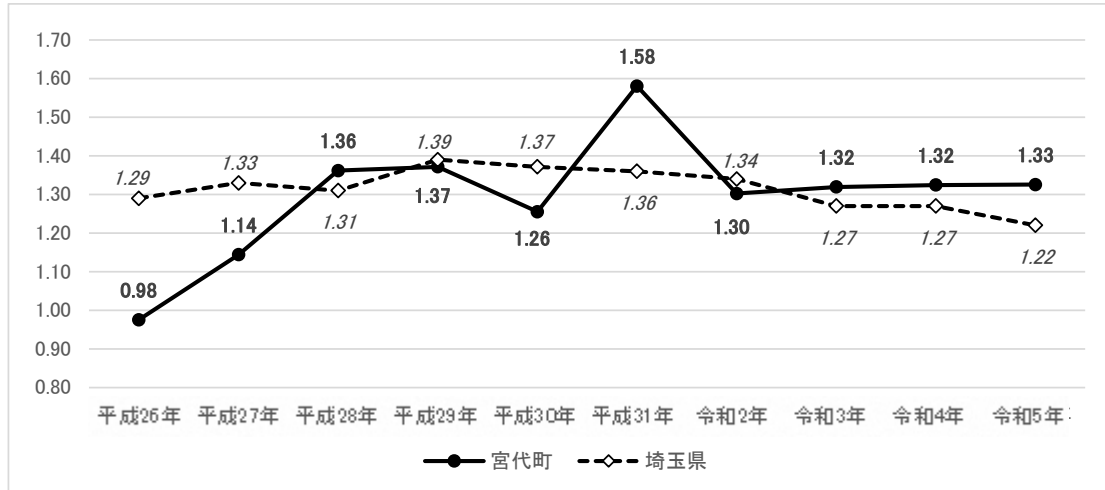
資料：宮代町人口統計（各年1月1日～12月31日）



## (5) 合計特殊出生率

本町の合計特殊出生率については、近年、ゆるやかな傾向にあります。人口を維持するためには2.07の合計特殊出生率が必要といわれています。

合計特殊出生率の推移

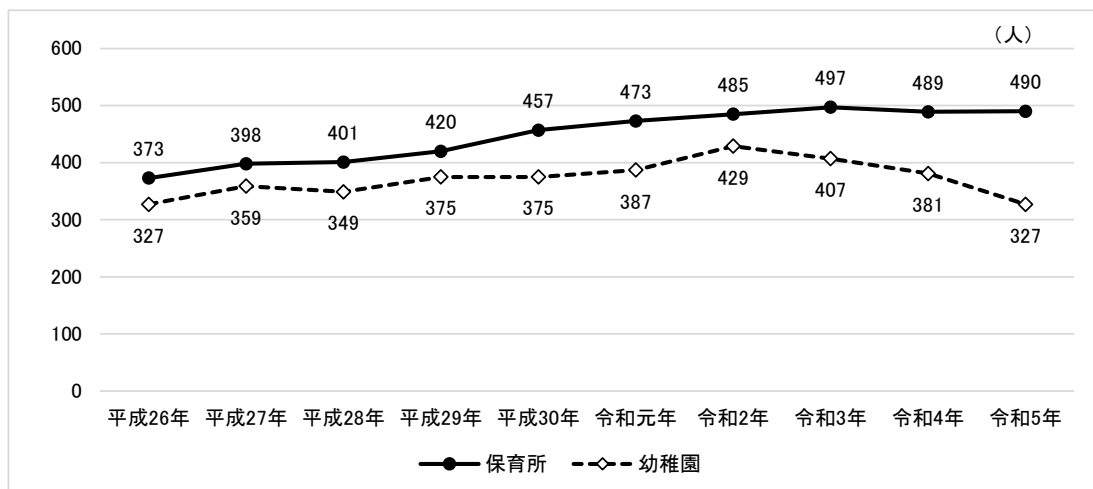


資料：宮代町人口統計（各4月1日現在）

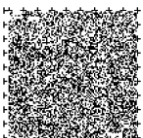
## (6) 保育所及び幼稚園の園児数の推移

保育所及び幼稚園への入所者数は、どちらも令和2年までは増加傾向で推移していました。保育所はその後も増加傾向で推移していますが、幼稚園については令和2年をピークに減少傾向にあります。

保育所及び幼稚園の園児数の推移

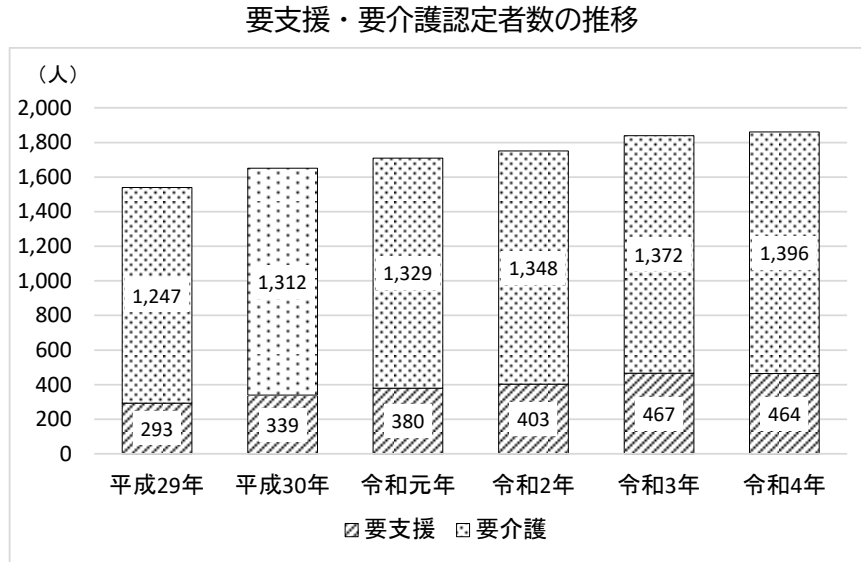


資料：宮代町子育て推進課統計（各4月1日現在）



## (7) 要介護（要支援）者の状況

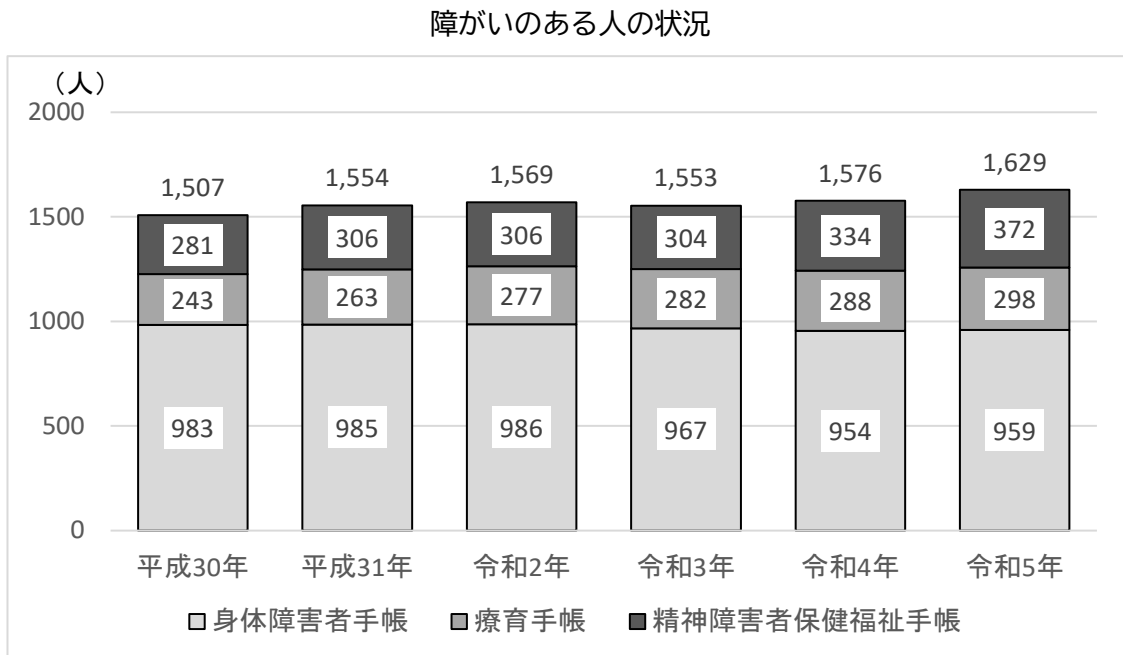
要支援・要介護認定者数は、年々増加傾向にあります。令和4年度末現在の認定者数は要支援が464人、要介護が1,396人となっています。



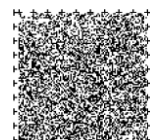
資料：宮代町介護保険事業報告（各年度3月月報）

## (8) 障がいのある人の状況

障がいのある人の数は、わずかずつですが増加傾向となっています。その中でも、知的障がい者と精神障がい者数は増加傾向となっています。



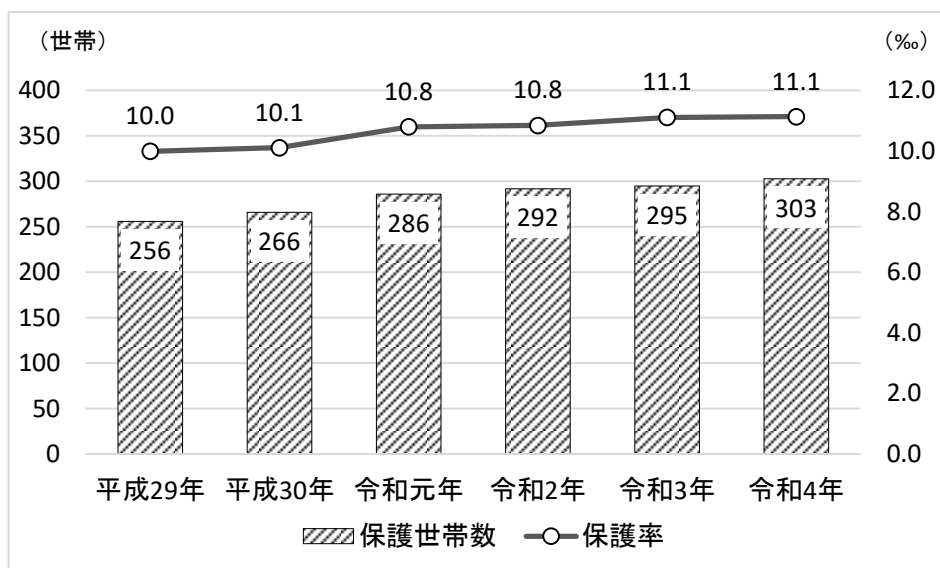
資料：宮代町福祉課統計（各4月1日現在）



## (9) 生活保護の状況

令和5年4月1日現在の生活保護世帯数は303世帯で年々増加傾向にあります。また、人口における保護率は11.1‰（千人比）となっています。

生活保護世帯・人口における保護率の状況

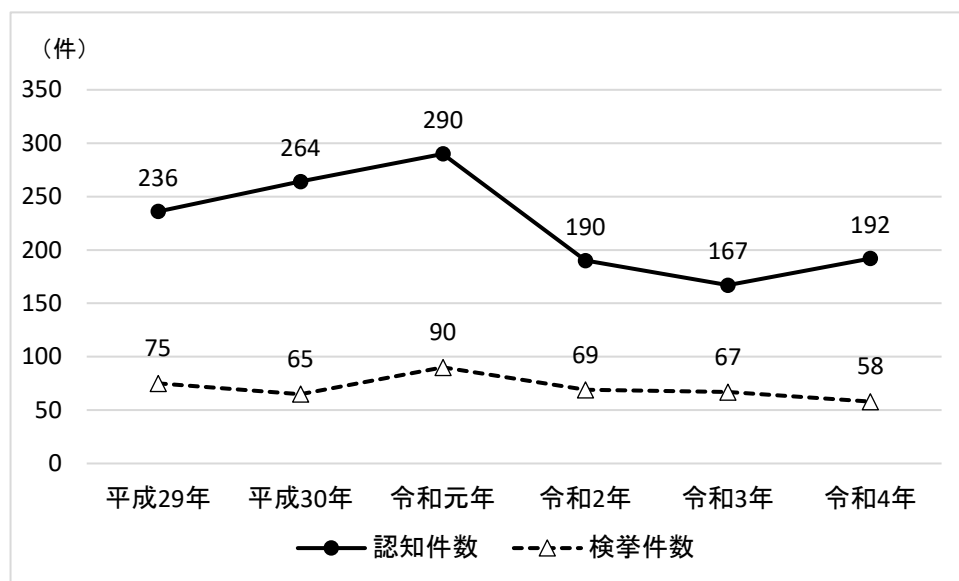


資料：東部中央福祉事務所（各4月1日現在）

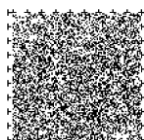
## (10) 刑法犯罪の状況

刑法犯の認知件数をみると、令和元年までは増加していましたが、令和2年、3年と減少しました。新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、“新しい日常”が人と人とのコミュニケーション等、そのあり様を大きく変容させたことが要因と考えられます。

刑法犯認知件数、検挙件数の推移



資料：埼玉県警察本部刑事総務課（12月末累計）



## 2 アンケート調査結果の概要

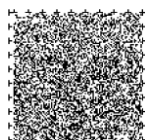
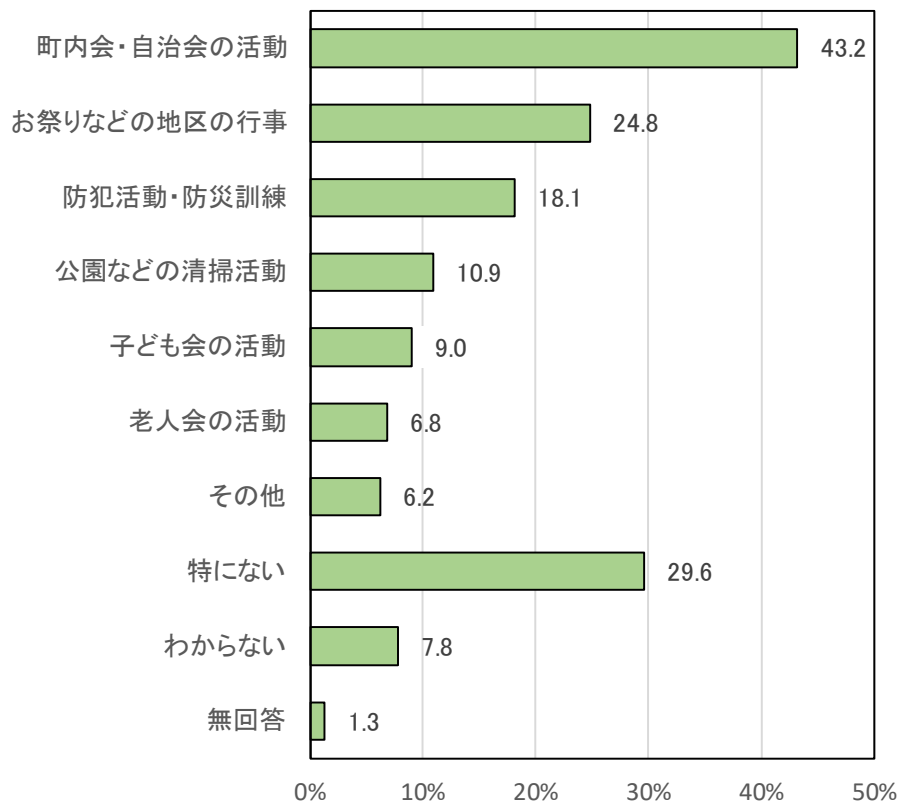
計画策定の基礎資料とするため、令和4年11月から12月にかけて「地域福祉に関するアンケート調査」を実施しました。18歳以上の住民1,800人を対象に郵送方式により実施し、回収数は753票、回収率41.8%でした。調査結果の概要は以下のとおりです。

### ①地域のつながりを深める上で重要な機会

回答者全体では、「町内会・自治会の活動」(43.2%)が最も多く、次いで「お祭りなどの地区の行事」(24.8%)、「防犯活動・防災訓練」(18.1%)、「公園などの清掃活動」(10.9%)、「子ども会の活動」(9.0%)、「老人会の活動」(6.8%)となっています。

#### ■地域のつながりを深める上で重要な機会

(n=753)

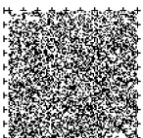
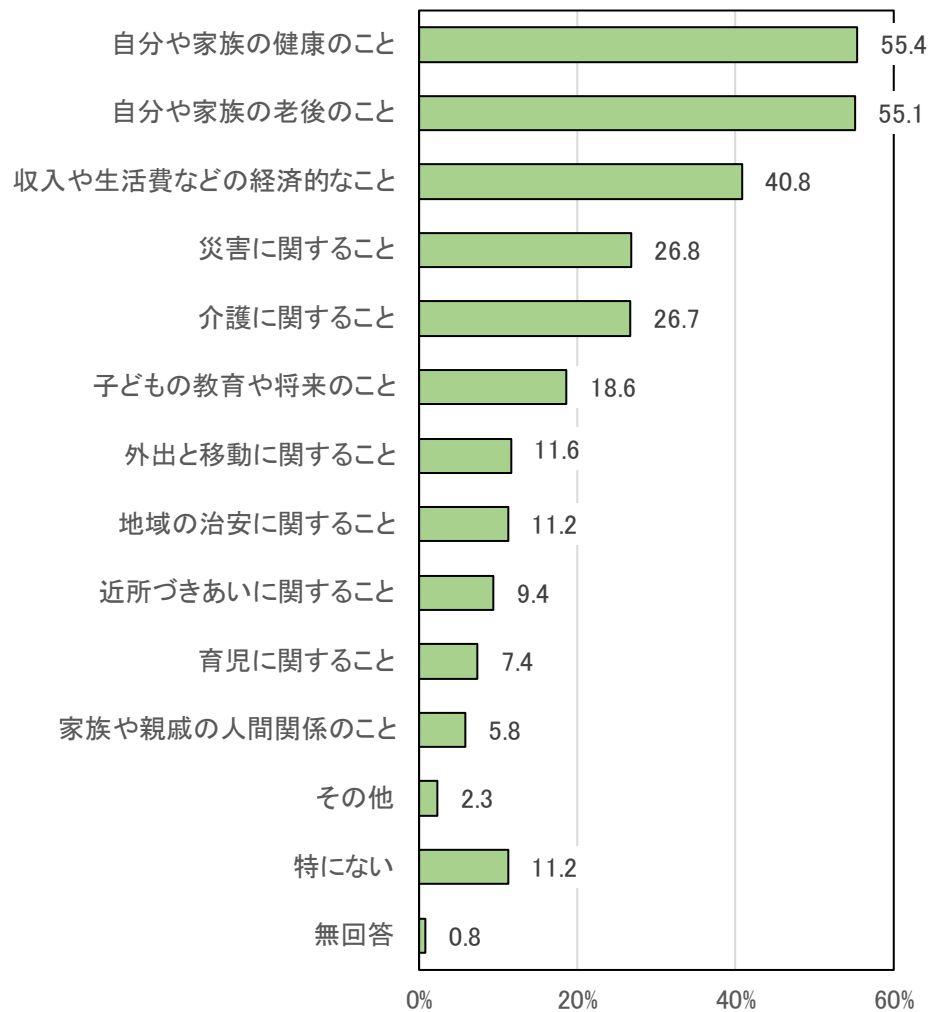


## ②毎日の暮らしで感じている不安

回答者全体では、「自分や家族の健康のこと」(55.4%)が最も多く、次いで「自分や家族の老後のこと」(55.1%)、「収入や生活費などの経済的なこと」(40.8%)、「災害に関すること」(26.8%)、「介護に関すること」(26.7%)、「子どもの教育や将来のこと」(18.6%)となっています。

### ■毎日の暮らしで感じている不安

(n=753)

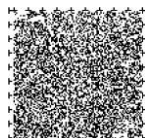
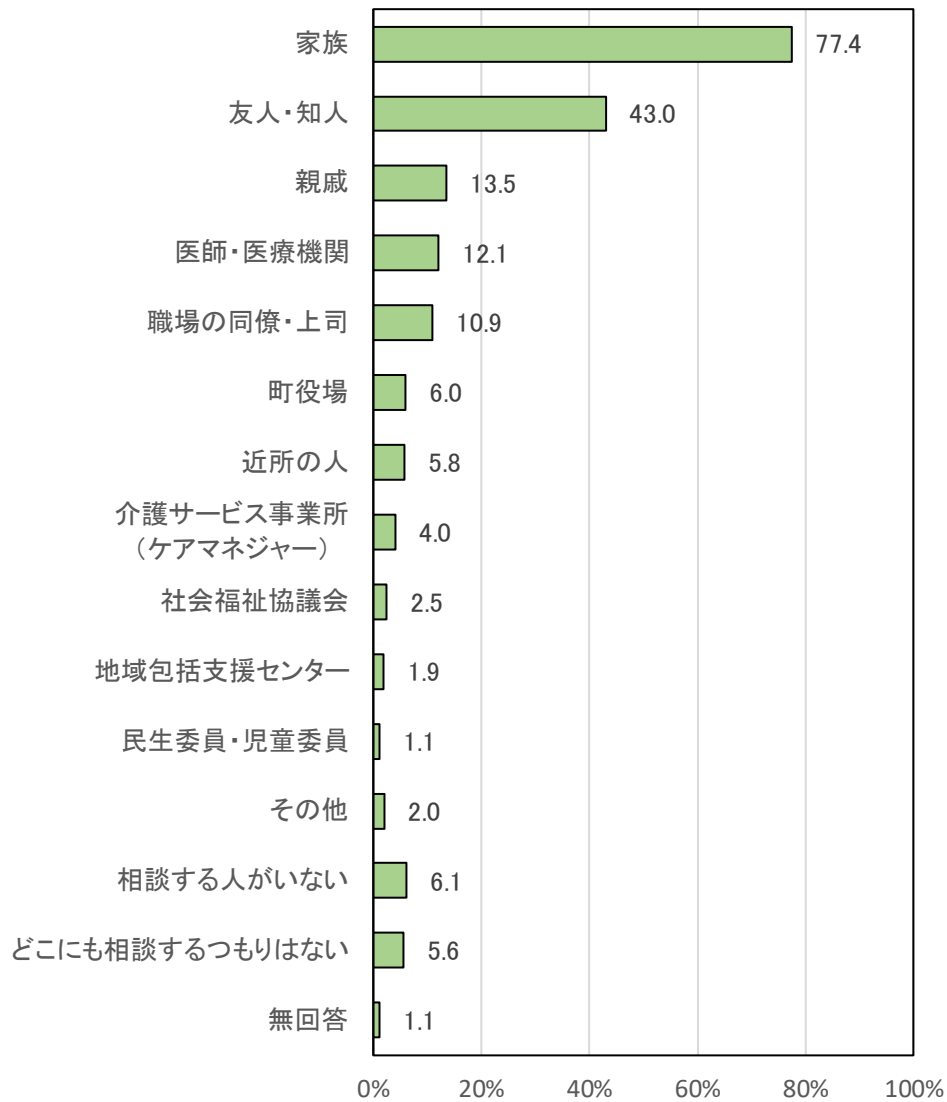


### ③相談相手

回答者全体では、「家族」(77.4%)が最も多く、次いで「友人・知人」(43.0%)、「親戚」(13.5%)、「医師・医療機関」(12.1%)、「職場の同僚・上司」(10.9%)となっています。一方で、「相談する人がいない」(6.1%)や「どこにも相談するつもりはない」(5.6%)と答えた方もいました。

#### ■相談相手

(n=753)

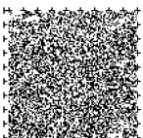
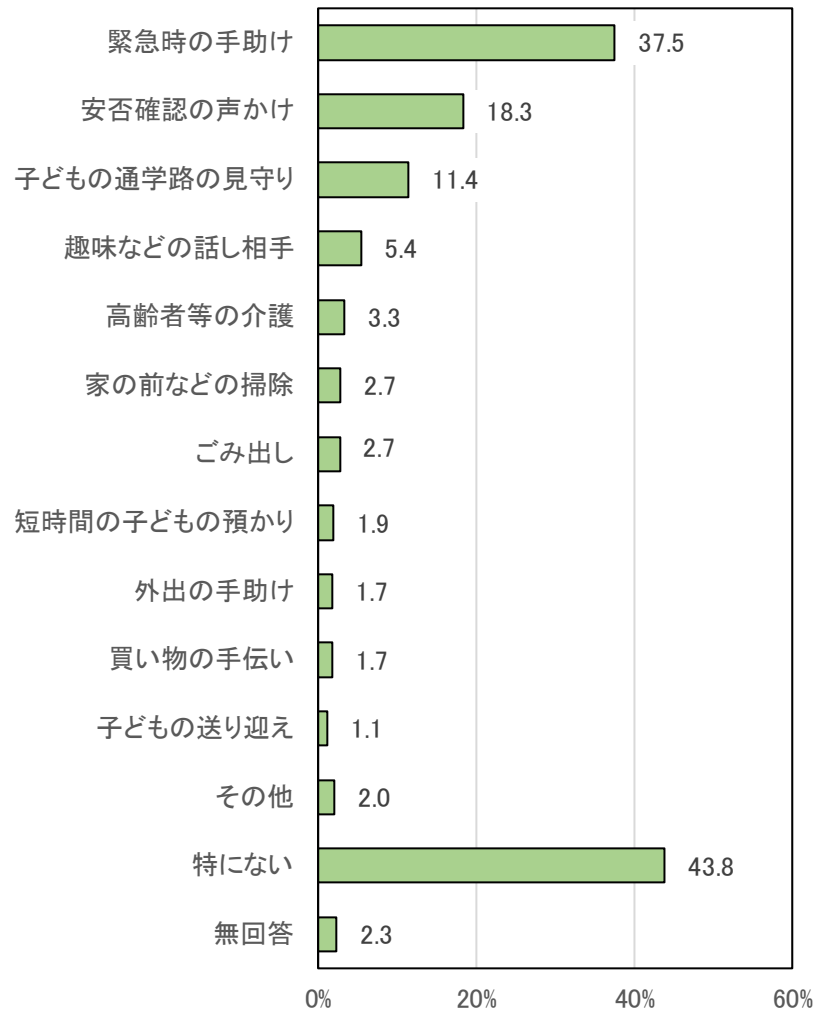


#### ④近所の人にしてもらいたいこと

回答者全体では、「緊急時の手助け」(37.5%)が最も多く、次いで「安否確認の声かけ」(18.3%)、「子どもの通学路の見守り」(11.4%)、「趣味などの話し相手」(5.4%)、「高齢者等の介護」(3.3%)となっています。また、約4割の方が「特にない」と回答しています。

#### ■近所の人にしてもらいたいこと

(n=753)



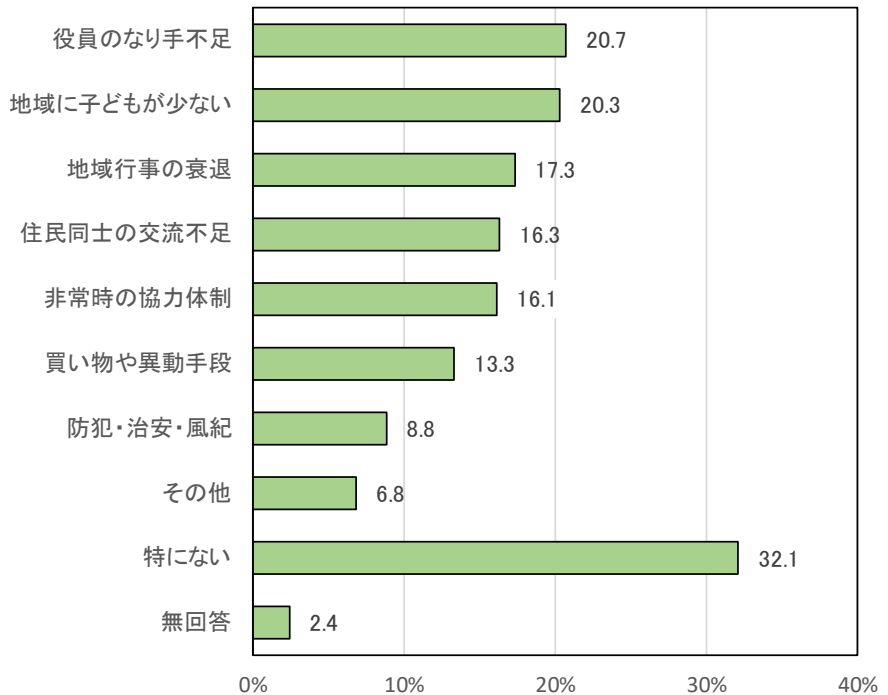


### ⑤地域で問題と感じていること

回答者全体では、「役員のなり手不足」(20.7%)が最も多く、次いで「地域に子どもが少ない」(20.3%)、「地域行事の衰退」(17.3%)、「住民同士の交流不足」(16.3%)、「非常時の協力体制」(16.1%)となっています。また、約3割の方が「特にない」と回答しています。

#### ■地域で問題と感じていること

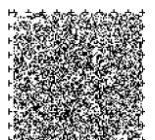
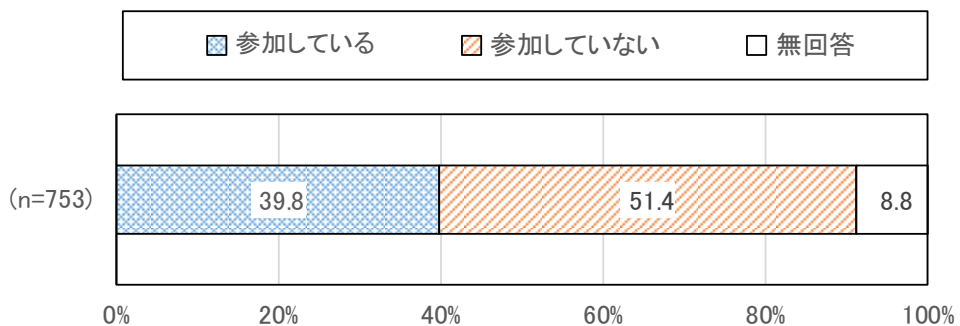
(n=753)



### ⑥地域活動への参加状況

回答者全体では、「参加している」が39.8%に対して「参加していない」が51.4%と、11.6ポイント多くなっています。

#### ■地域活動への参加状況

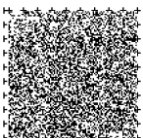
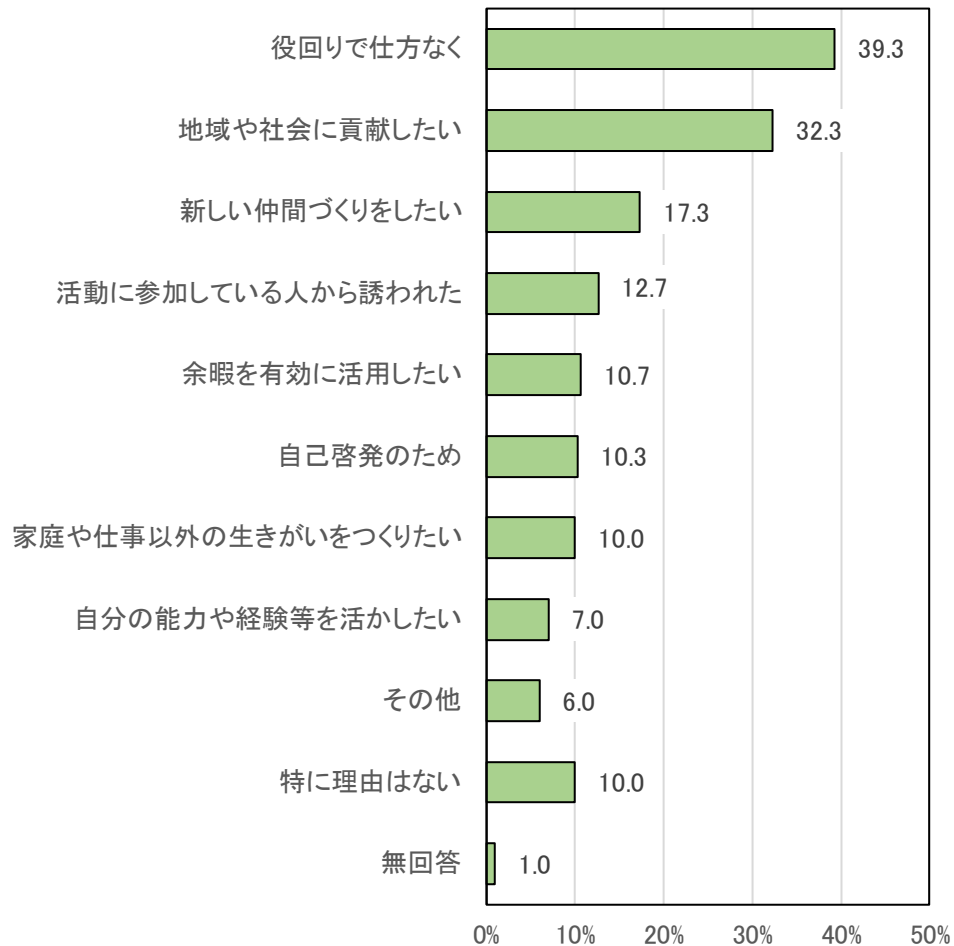


### ⑦地域活動に参加した理由

回答者全体では、「役回りで仕方なく」(39.3%)が最も多く、次いで「地域や社会に貢献したい」(32.3%)、「新しい仲間づくりをしたい」(17.3%)、「活動に参加している人から誘われた」(12.7%)、「余暇を有効に活用したい」(10.7%)となっています。

#### ■地域活動に参加した理由

(n=300)

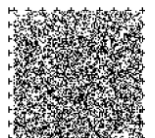
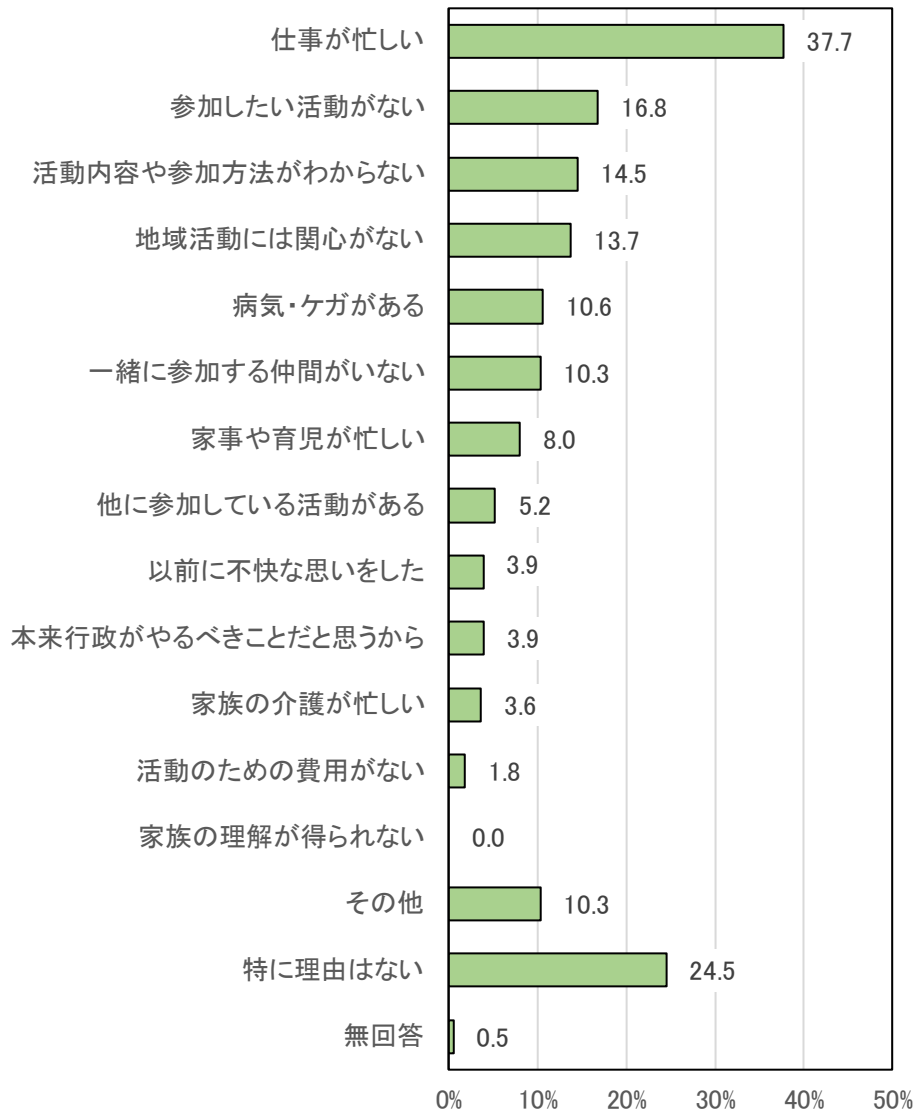


## ⑧地域活動に参加していない理由

回答者全体では、「仕事が忙しい」(37.7%)が最も多く、次いで「参加したい活動がない」(16.8%)、「活動内容や参加方法がわからない」(14.5%)、「地域活動には関心がない」(13.7%)、「病気・ケガがある」(10.6%)となっています。

### ■地域活動に参加していない理由

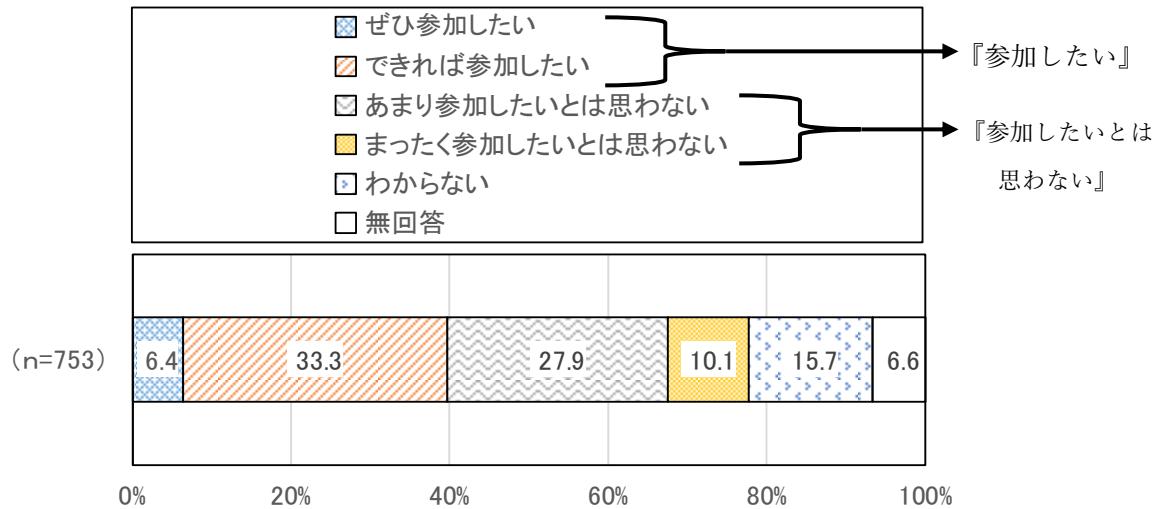
(n=387)



### ⑨地域活動への参加意向

回答者全体では、「ぜひ参加したい」と「できれば参加したい」を合わせた『参加したい』が 39.7%に対して、「あまり参加したいとは思わない」と「まったく参加したいとは思わない」を合わせた『参加したいとは思わない』が 38.0%と、ほぼ同数となっています。

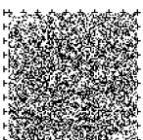
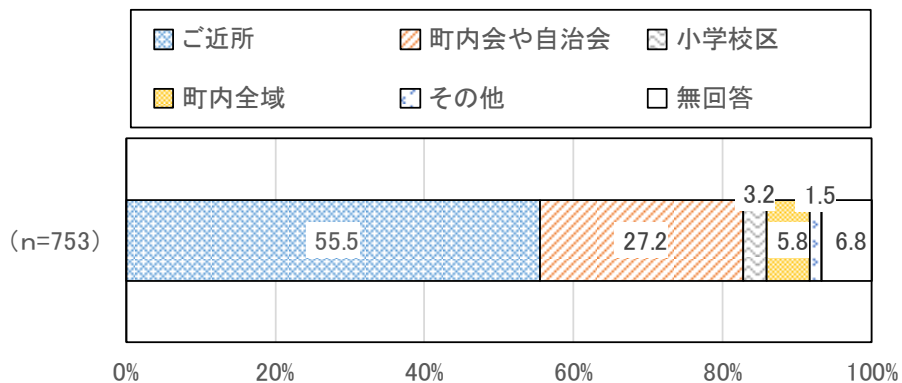
#### ■今後、地域活動に参加したいと思うか



### ⑩地域で住民同士がお互いに助け合える範囲

回答者全体では、「ご近所」(55.5%) が最も多く、次いで「町内会や自治会」(27.2%)、「町内全域」(5.8%)、「小学校区」(3.2%)となっています。

#### ■地域で住民同士がお互いに助け合える範囲

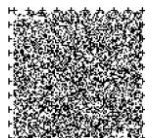
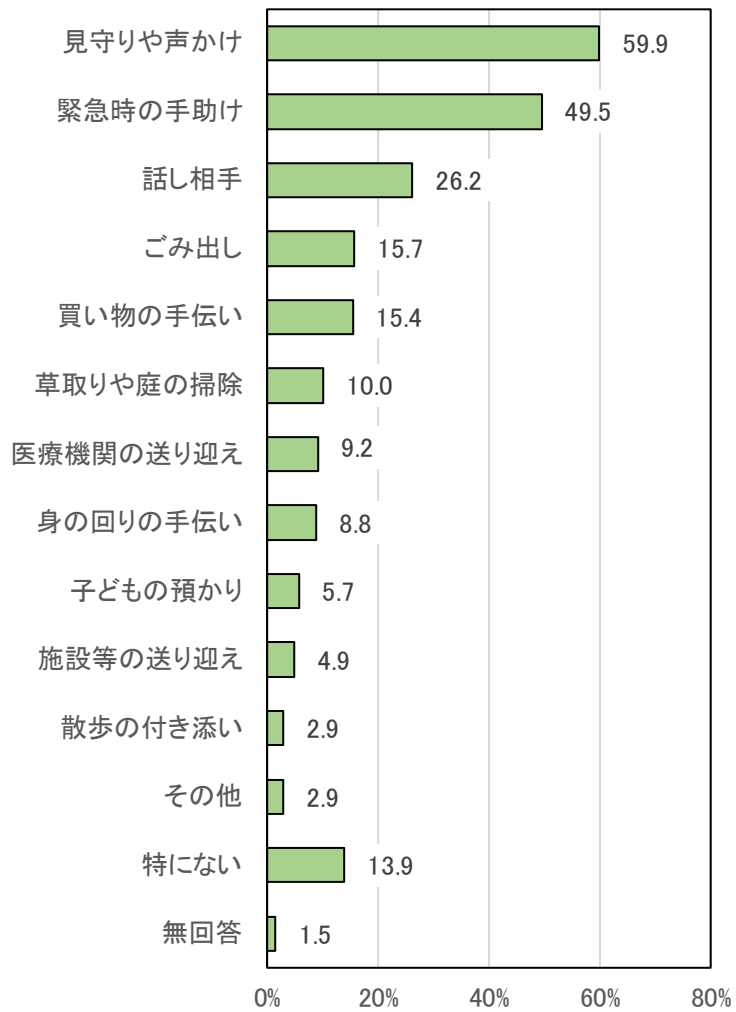


①困っている家庭があった場合に必要と考えられること

回答者全体では、「見守りや声かけ」(59.9%)が最も多く、次いで「緊急時の手助け」(49.5%)、「話し相手」(26.2%)、「ごみ出し」(15.7%)、「買い物の手伝い」(15.4%)となっています。

■困っている家庭があった場合に必要と考えられること

(n=753)

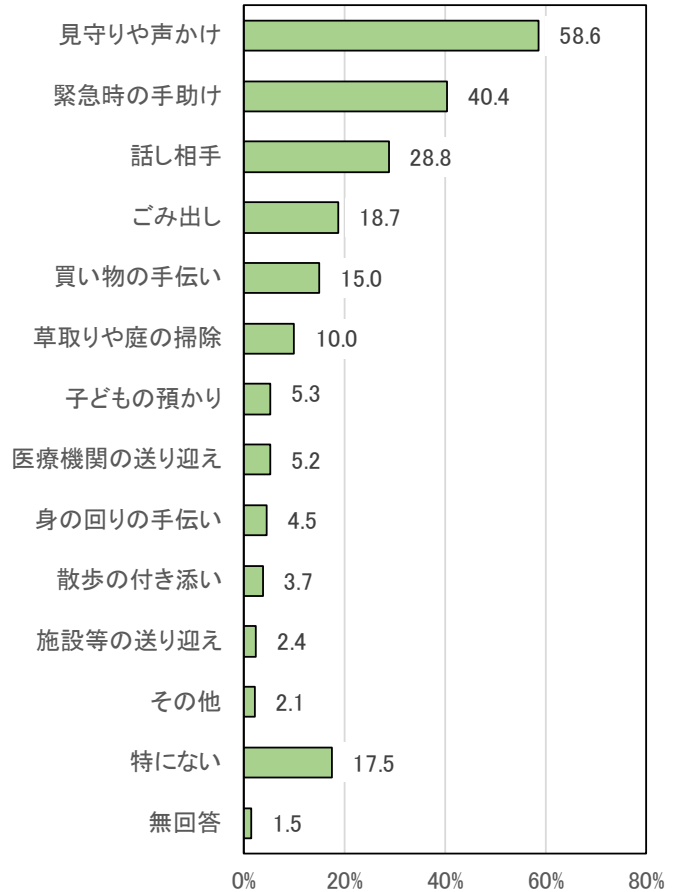


⑫困っている家庭があった場合に実際に手助けできると思うこと

回答者全体では、「見守りや声かけ」(58.6%)が最も多く、次いで「緊急時の手助け」(40.4%)、「話し相手」(28.8%)、「ごみ出し」(18.7%)、「買い物の手伝い」(15.0%)となっています。

■困っている家庭があった場合に実際に手助けできると思うこと

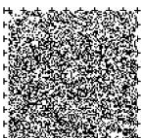
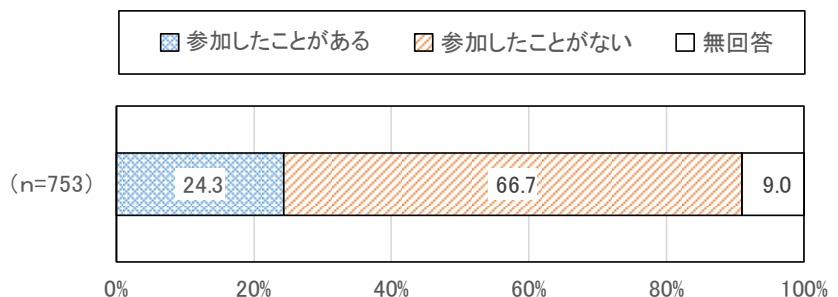
(n=753)



⑬ボランティア活動への参加経験

回答者全体では、「参加したことがない」が66.7%で、「参加したことがある」が(24.3%)となっています。

■ボランティア活動への参加経験

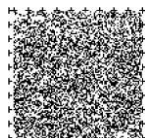
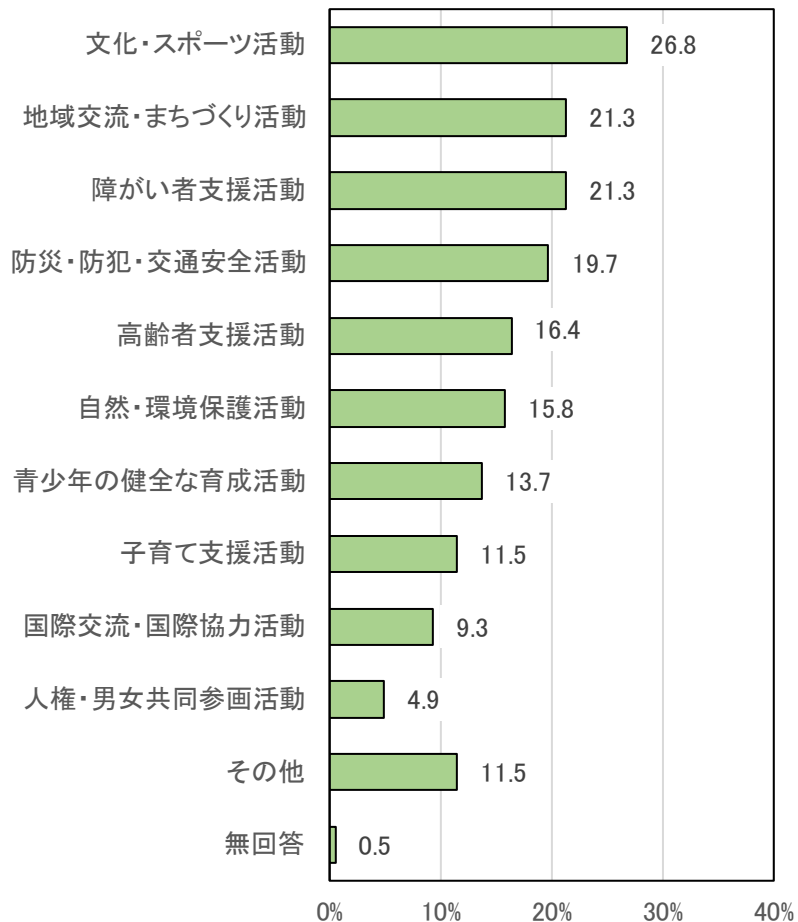


#### ⑭参加したことがあるボランティア活動

ボランティア活動に「参加したことがある」と答えた方に、その活動の内容を聞いたところ、回答者全体では、「文化・スポーツ活動」(26.8%)が最も多く、次いで「地域交流・まちづくり活動」と「障がい者支援活動」(21.3%)、「防災・防犯・交通安全活動」(19.7%)、「高齢者支援活動」(16.4%)となっています。

#### ■参加経験のあるボランティア活動

(n=183)

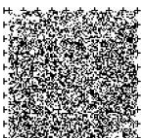
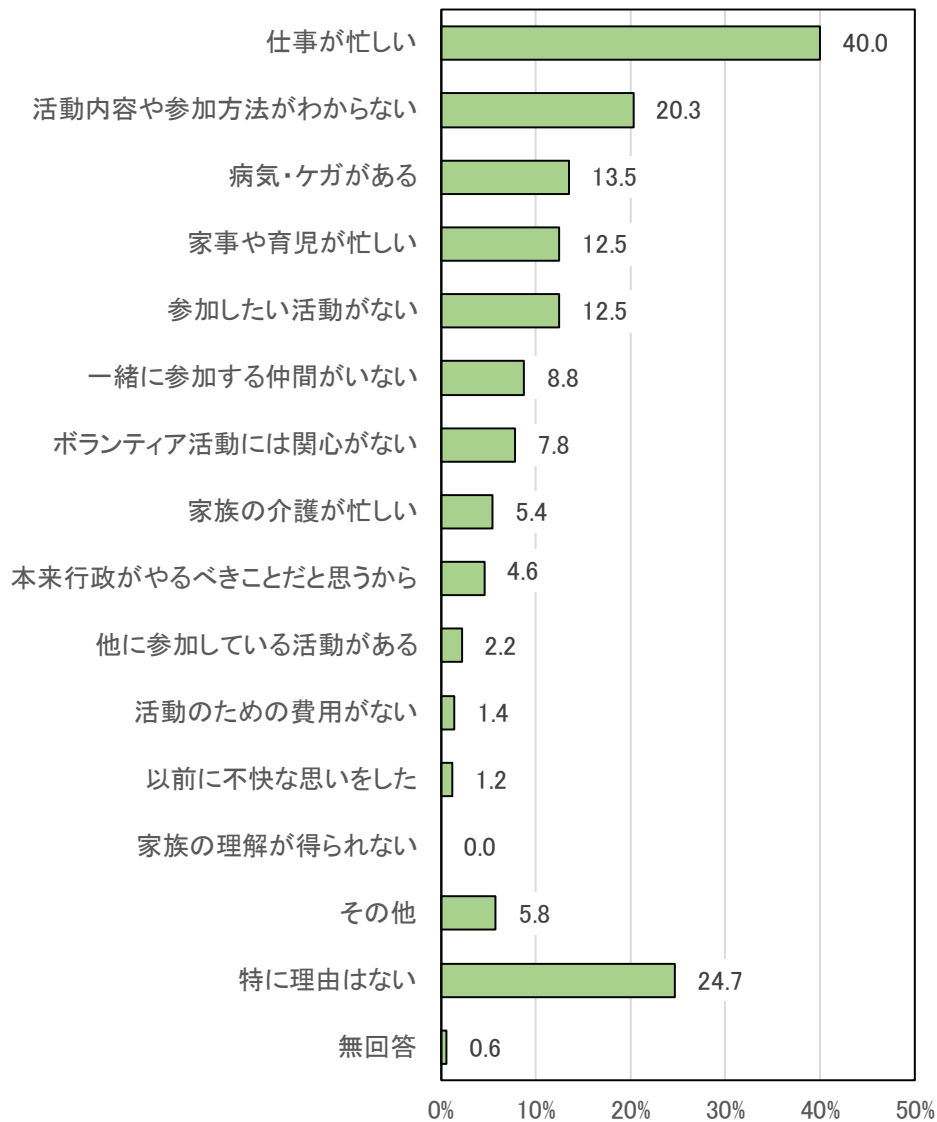


### ⑮ ボランティア活動に参加していない理由

ボランティア活動に「参加したことがない」と答えた方に、その理由を聞いたところ、回答者全体では、「仕事が忙しい」(40.0%)が最も多く、次いで「活動内容や参加方法がわからない」(20.3%)、「病気・ケガがある」(13.5%)、「家事や育児が忙しい」と「参加したい活動がない」(12.5%)となっています。

#### ■ ボランティア活動に不参加の理由

(n=502)





## ⑩地域での防災について

### ① 災害時の避難場所を知っていますか

回答者全体では、「はい」が80.9%に対して「いいえ」が8.1%となっており、避難場所の認知度は高いといえます。

### ② お住まいの地域に自主防災組織があることを知っていますか

回答者全体では、「はい」が45.4%に対して「いいえ」が33.6%となっており、自主防災組織の認知度は5割未満となっています。

### ③ 地域の自主防災組織に入っていますか

回答者全体では、「はい」が21.9%に対して「いいえ」が55.4%となっており、自主防災組織への加入率は、認知度のさらに半分以下となっています。

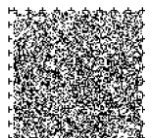
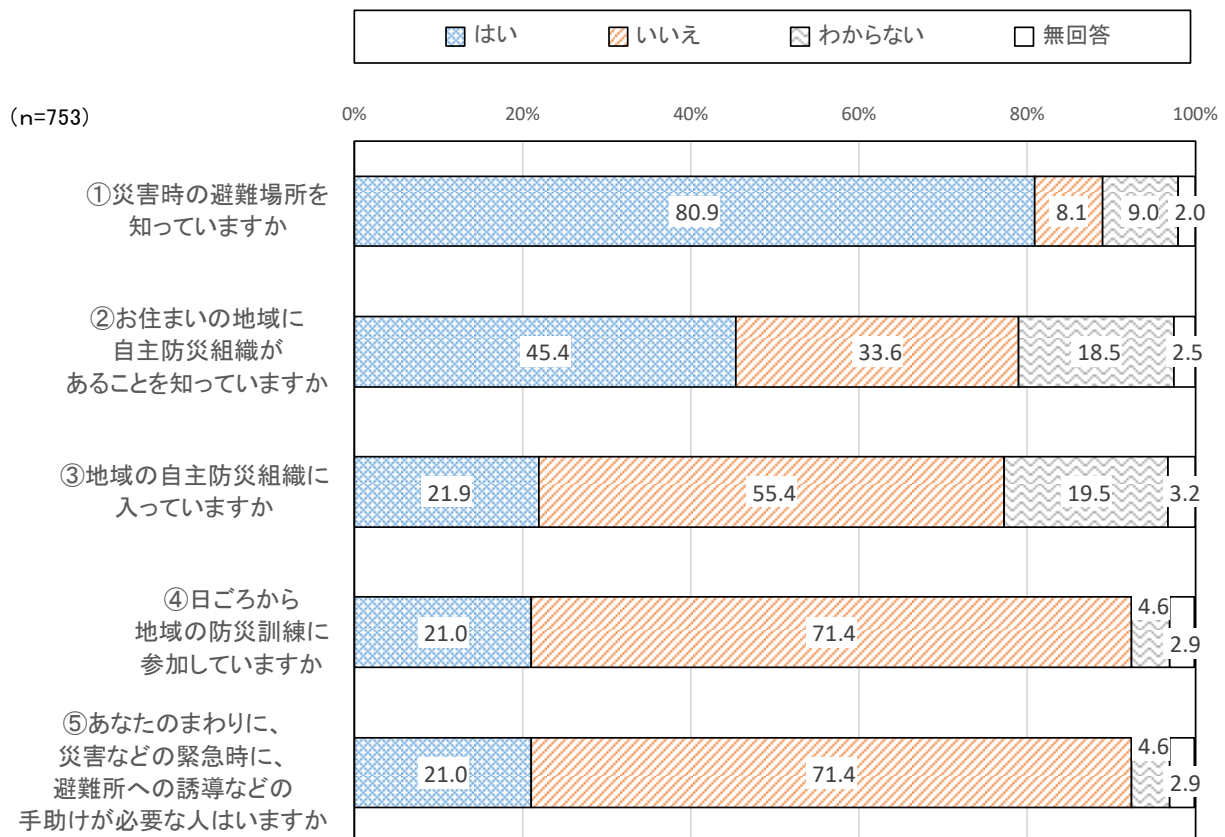
### ④ 日ごろから地域の防災訓練に参加していますか

回答者全体では、「はい」が21.0%に対して「いいえ」が71.4%となっており、防災訓練の参加率は約2割となっています。

### ⑤ あなたのまわりに、災害などの緊急時に、避難所への誘導などの手助けが必要な人はいますか

回答者全体では、「はい」が21.0%に対して「いいえ」が71.4%となっており、約2割の方が、自身の周りに避難所への誘導などの手助けが必要な人がいると答えています。

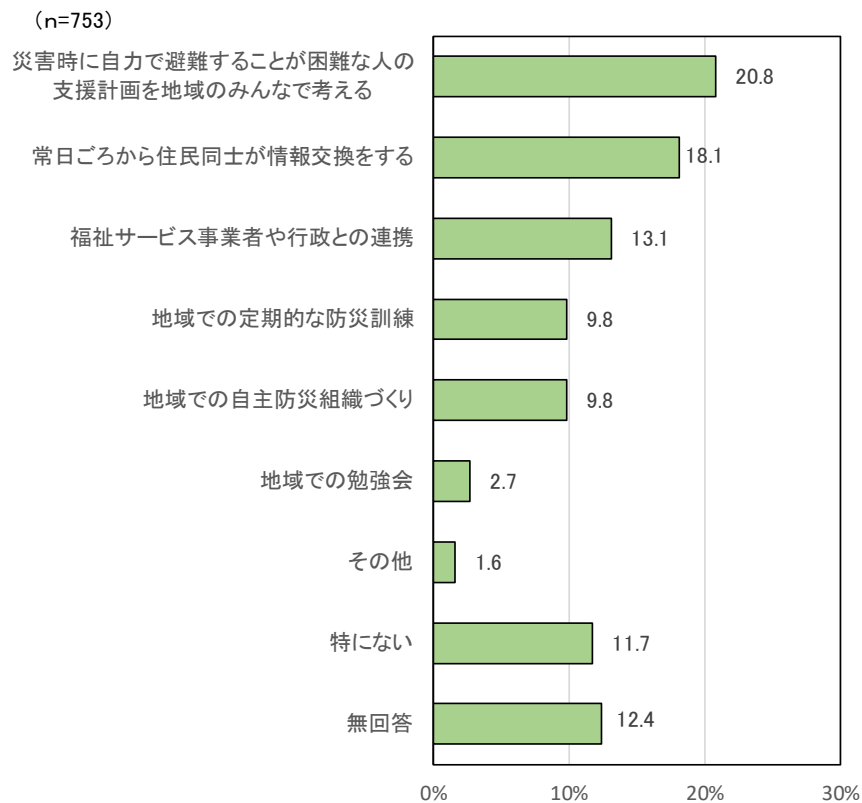
## ■防災に対する日ごろの取り組み、災害などの緊急時の対応



### ⑰災害時に住民同士が協力し合うために必要なこと

回答者全体では、「災害時に自力で避難することが困難な人の支援計画を地域のみんなで考える」(20.8%)が最も多く、次いで「常日ごろから住民同士が情報交換をする」(18.1%)、「福祉サービス事業者や行政との連携」(13.1%)、「地域での定期的な防災訓練」と「地域での自主防災組織づくり」(9.8%)となっています。

#### ■災害時に住民同士が協力し合うために必要なこと



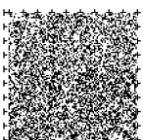
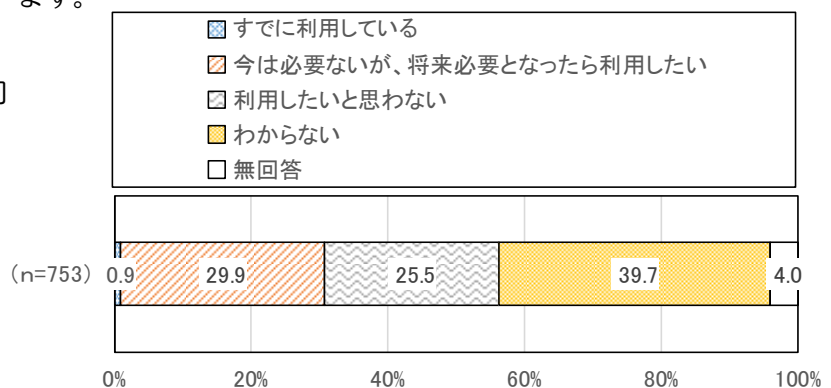
### ⑱成年後見制度について

#### ※成年後見制度

判断能力が不自由な人の介護、福祉サービスを利用するための手続きや預貯金の財産管理を代わりに行ったり、悪質商法の契約から守ったりしてくれる「成年後見人」「保佐人」「補助人」を家庭裁判所が選任し、本人を支援する制度です。

「わからない」(39.7%)を除くと、回答者全体では、「今は必要ないが、将来必要となったら利用したい」(29.9%)が最も多く、次いで「利用したいと思わない」(25.5%)、「すでに利用している」(0.9%)となっています。

#### ■成年後見制度の利用意向

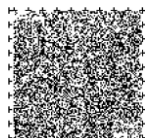
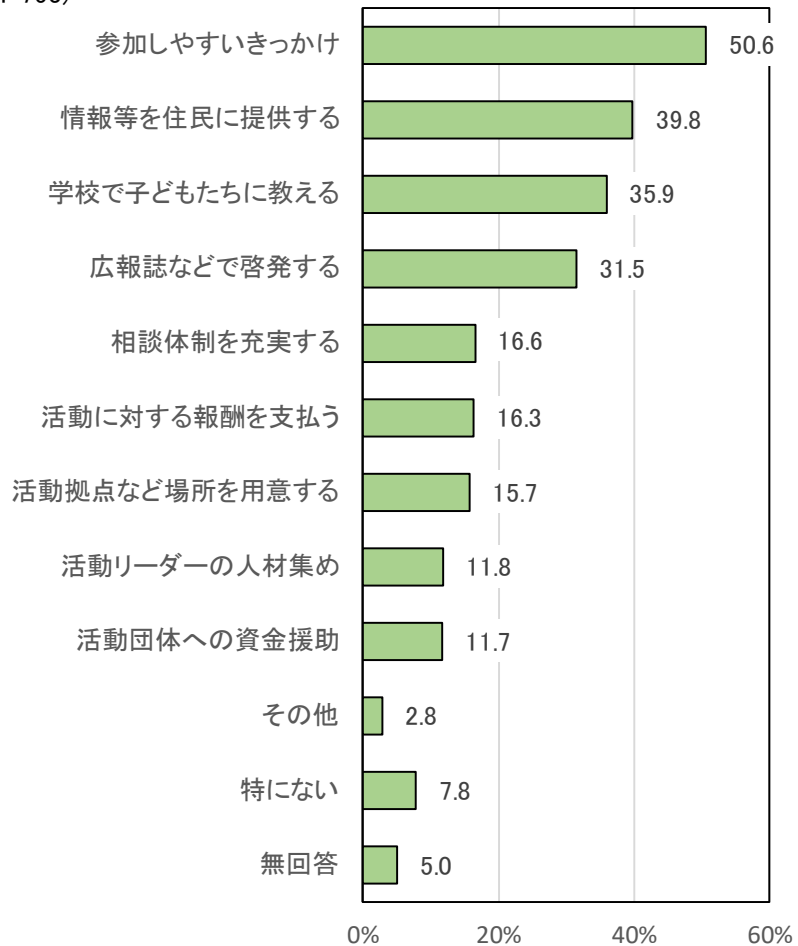


### ⑨ボランティアなどの活動を活発にしていくために大切なこと

回答者全体では、「参加しやすいきっかけ」(50.6%)が最も多く、次いで「情報等を住民に提供する」(39.8%)、「学校で子どもたちに教える」(35.9%)、「広報誌などで啓発する」(31.5%)、「相談体制を充実する」(16.6%)となっています。

#### ■ボランティアなどの助け合い、支え合い活動を活発にしていくために大切なこと

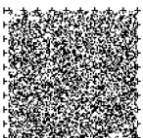
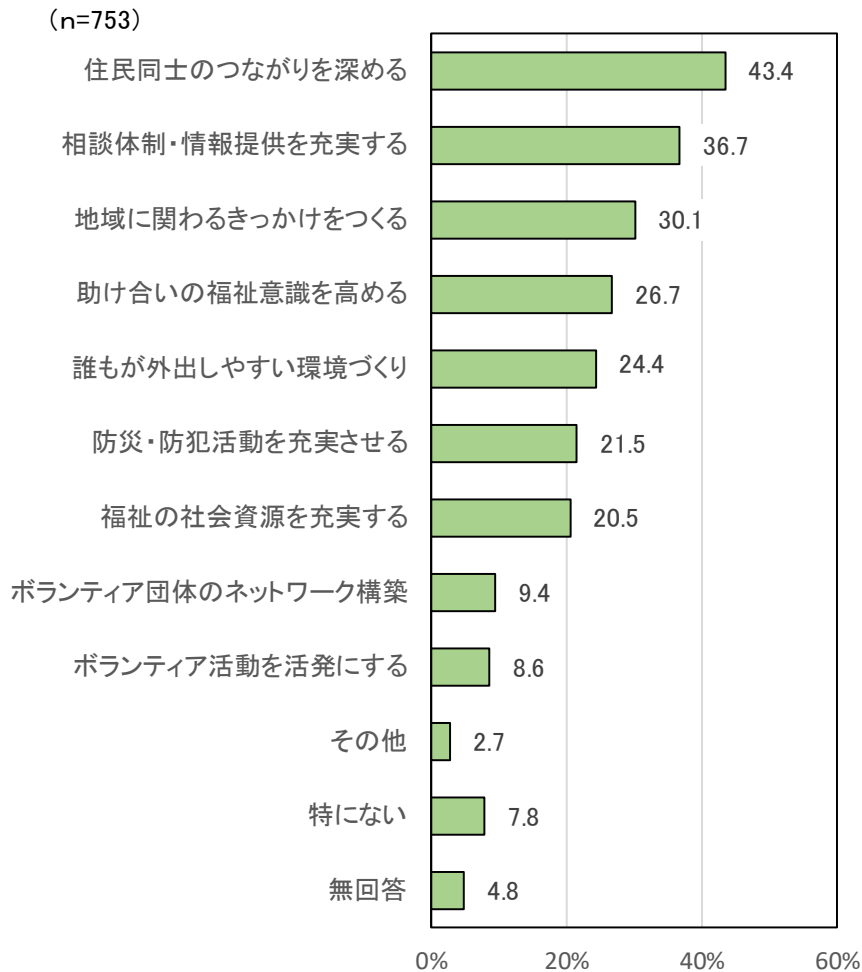
(n=753)



## ⑳効果的な地域福祉を推進していくために重要なこと

回答者全体では、「住民同士のつながりを深める」(43.4%)が最も多く、次いで「相談体制・情報提供を充実する」(36.7%)、「地域に関わるきっかけをつくる」(30.1%)、「助け合いの福祉意識を高める」(26.7%)、「誰もが外出しやすい環境づくり」(24.4%)となっています。

### ■効果的な地域福祉を推進していくために重要なこと

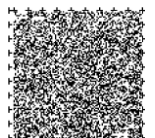
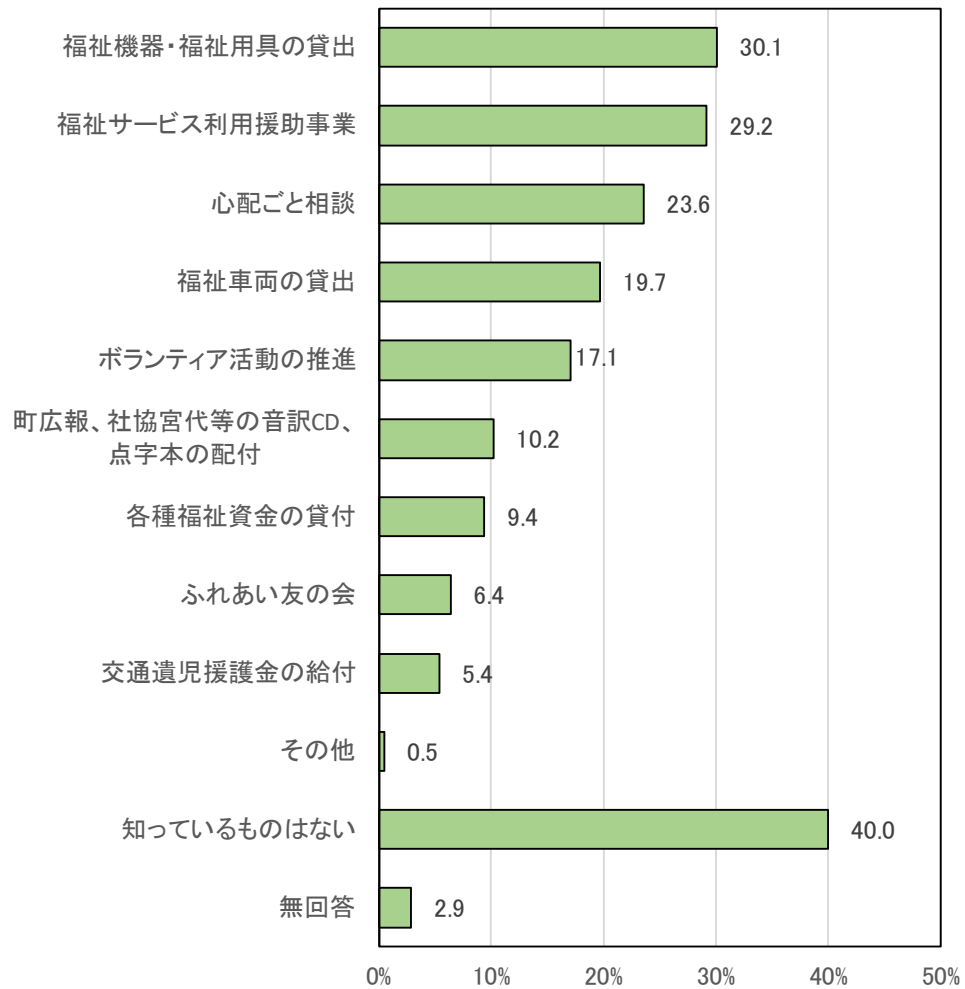


## ②社会福祉協議会のサービスを知っているか

回答者全体では、「福祉機器・福祉用具の貸出」(30.1%)が最も多く、次いで「福祉サービス利用援助事業」(29.2%)、「心配ごと相談」(23.6%)、「福祉車両の貸出」(19.7%)、「ボランティア活動の推進」(17.1%)となっています。

### ■社会福祉協議会のサービスを知っているか

(n=753)

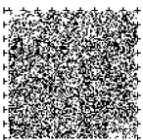
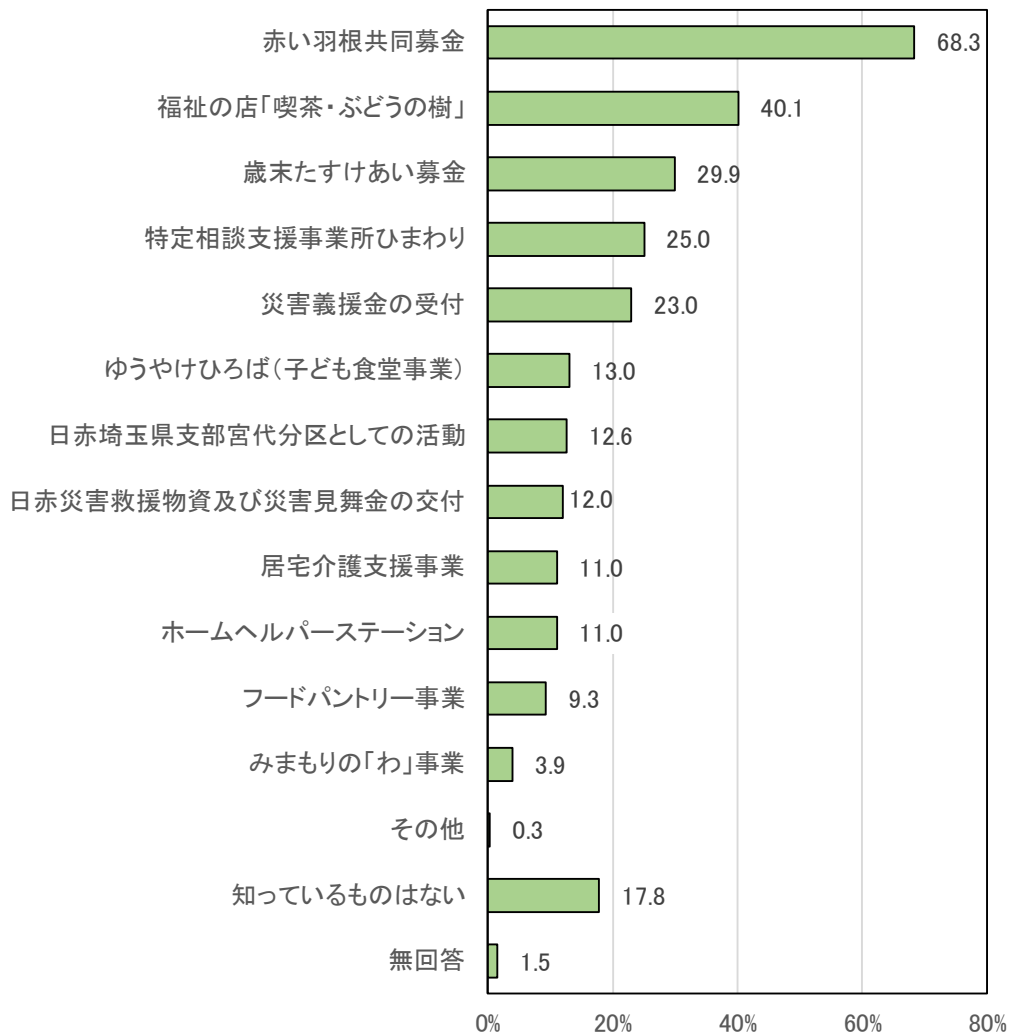


## ②社会福祉協議会の事業を知っているか

回答者全体では、「赤い羽根共同募金」(68.3%)が最も多く、次いで『福祉の店「喫茶・ぶどうの樹」』(40.1%)、「歳末たすけあい募金」(29.9%)、「特定相談支援事業所ひまわり」(25.0%)、「災害義援金の受付」(23.0%)となっています。

### ■社会福祉協議会の事業を知っているか

(n=753)



## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1 基本理念

本町では、高齢者・障がい者・児童その他の各分野において個別計画が策定され、様々な施策を推進しています。それらの施策や事業などに共通する地域課題や住民ニーズ等を取りまとめ、また、各計画の効果的かつ一体的な推進を図るため、これらを包括的に推進していく土台として「宮代町地域福祉計画」を策定するものです。

我が国では、少子高齢化や人口減少などの社会情勢の変化に伴い、ライフスタイルや価値観の多様化、地域のつながりの希薄化など社会状況が変化していることから、「地域共生社会」実現のための取組が推進されてきました。新型コロナウイルス感染症の世界的な流行（パンデミック）や不安定な世界情勢に起因する物価高騰などの社会的要因が重なり、住民生活や地域活動に大きな影響が生じています。

地域福祉を推進するためには、住民、地域団体・組織、民生委員・児童委員、福祉サービス事業所、ボランティア団体、社会福祉協議会、行政などの多様な主体が協働して地域課題の解決に取り組んでいく土壌を築くことが必要であり、特に、地域のつながりを深める上で重要な機会として、「町内会・自治会の活動」が指摘されています。

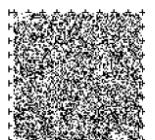
地域で暮らす全ての人が、ほんの小さな思いやりという種を蒔くことで、地域に支え合いの花を育て、誰もが住みやすいやさしいまちの実現に向けて取り組むものとしします。

そこで、この計画の基本理念として引き続き、『ともに支え合い 助け合う みんなにやさしいまちづくり』を掲げ、住民一人ひとりの主体的な参加により、安心して暮らせる地域社会の実現を目指します。

#### ■宮代町地域福祉計画 基本理念

ともに支え合い 助け合う

みんなにやさしいまちづくり



## 2 基本目標

本計画では、基本理念を具体化するため、次の3つの基本目標を定め、関連する施策・事業の着実な推進を図ります。

### (1) 地域福祉を支える人づくり

近年、町を取り巻く社会環境は、少子化・高齢化や核家族化の進展により、地域での人と人とのつながりの希薄化などの課題が生じています。みんなが安心して暮らせる地域を実現するためには、住民一人ひとりが福祉への関心を高めるとともに、地域活動やボランティア活動に対する支援や様々な福祉活動を担う人材の育成が重要となります。

このため、地域の福祉課題への関心を高め、支え合い、助け合いのできる人づくりを推進するための施策を実施します。

### (2) 助け合う地域づくり

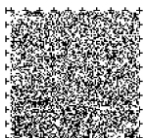
地域福祉の土壌づくりとして、福祉活動を推進する地域のコミュニティへの参加・参画を促進し、地域福祉のネットワークを構築していくことが必要です。そのため、自治会や民生委員・児童委員、ボランティア団体、NPO法人などとの連携を図り、お互いに支え合い、助け合う体制づくりを進めます。

また、関係機関と連携し、高齢者、子どもなどに対する虐待、高齢や障がい等に起因する引きこもり、生活困窮などの困難を抱える人たちに対して、地域での見守りや支援の取り組みを推進します。

### (3) 地域福祉の基盤づくり

誰もが住みなれた地域で安心して暮らせるようにするため、保健・福祉・医療に関わるサービスを総合的に受けられるよう関係機関の連携に努めるとともに、日常生活で生じる様々な課題に対する身近な相談支援体制づくりに取り組みます。また、住民ニーズに的確に応える福祉サービスの向上を図り、公的な制度に基づく福祉サービスを土台として、一人ひとりの住民や地域、団体、行政が協働して安心して暮らせる地域の基盤づくりを目指します。

権利擁護の取組をこれまで以上に充実するとともに、新たに再犯防止対策の取組を推進します。

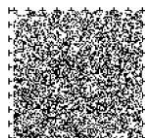




### 3 施策の体系

本計画では、施策体系を以下のように位置づけています。

基本理念	基本目標	基本施策
助け合う ともに支え合い みんなにやさしいまちづくり	基本目標1 地域福祉を支える人づくり	1 地域での支え合い意識の啓発
		2 地域活動の担い手づくり
	基本目標2 助け合う地域づくり	1 地域交流機会の促進
		2 地域福祉ネットワークの整備・連携
		3 関係機関との連携による支援
	基本目標3 地域福祉の基盤づくり	1 相談支援体制の充実
		2 見守り支援体制の整備
		3 福祉のまちづくりの推進、安全・安心の確保
		4 社会的孤立対策の推進
		5 権利擁護の推進
	6 再犯防止対策の推進	



## 第4章 施策の展開

### 基本目標1 地域福祉を支える人づくり

#### 1 地域での支え合い意識の啓発

##### 現状と課題

- 近所付き合いは、「あいさつする」(52.1%)、「立ち話をする」(34.4%)が大半を占めており、「訪問し合う」(4.4%) 付き合いをしている方はごくわずかです。
- 地域で支援が必要な家庭があった場合、「見守りや声かけ」(59.9%)が必要という方が多く、災害など「緊急時の手助け」(49.5%)が必要という方も多くなっています。
- 少子高齢化が進行し、本町においては高齢化率が3割を超えています。世帯の少人数化も進んでおり、世帯当たり人員は減少傾向にあります。

地域の中で住民相互が支え合う地域福祉を推進するためには、地域福祉の内容や必要性などの啓発活動や福祉教育を展開し、住民一人ひとりの自助・共助の意識をより一層高めていくことが大切です。

##### 基本的な考え方

地域社会や共生社会への関心や理解を高めます。

近所付き合いの希薄化により地域における住民相互の交流が減少するという状況にありながらも、高齢者や障がいのある方に対する見守りや声かけ、緊急時の手助けが必要と認識している人は多くなっていることから、今後、地域でのつながりを深め、誰もが安心して暮らせる環境をつくるため、支え合い、助け合いの意識の醸成に努めます。



## 今後の取組

### ●町の取組

取組	内容
地域福祉意識の醸成	◇広報紙や町ホームページなどで、地域福祉の考え方や趣旨について周知を図ります。また、住民が身近に福祉を感じる講座やイベントなどの事業を実施します。
福祉教育の推進	◇あらゆる年代において福祉教育の推進を図ります。
コミュニティ意識の醸成	◇コミュニティの重要性、コミュニティ活動の状況などについて広報・啓発活動を行い、地域活動への参加を促進します。

#### <みなさんに期待する取組>

- ・地域福祉への関心や理解を深めましょう。
- ・あいさつをはじめとしたご近所と日頃からコミュニケーションをもちましょう。
- ・地域や自治会の活動への理解を深め、参加するように努めましょう。



## 2 地域活動の担い手づくり

### 現状と課題

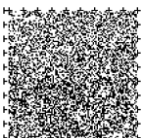
- 少子高齢化や核家族化の進行により、地域コミュニティを維持するうえで大切な地域行事の衰退等が生じており、人と人のふれあいを通しての思いやりや、いたわりなどの支え合い、助け合いの心を育む機会が減少しています。
- 地域の活動や行事に若い人や子どもの参加が少なくなっています。
- 地域の課題として、「地域の役員のなり手不足」(20.7%)が生じています。
- 民生委員・児童委員のなり手が不足し、欠員が発生しています。

地域福祉の担い手を確保していくためには、地域福祉に対する理解と関心を高める必要があります。そのためには、日頃から地域活動や地域行事の振興と行事への参加を促進し、地域の人々相互のふれあい、世代間の交流が必要です。

### 基本的な考え方

地域福祉を推進していく担い手づくりでは、その必要性を地域住民一人ひとりが自らの問題として捉え、課題認識や関心を高めていくことが重要です。

そのため、幼少期から高齢期に至るまでの幅広いボランティア活動や地域交流活動を体験、実践する場を確保するとともに、積極的な広報・啓発活動を進めて参画を促進するなどして、地域の担い手づくりに努めます。



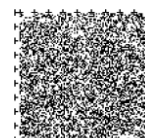
## 今後の取組

### ●町の取組

取組	内容
地域団体活動への支援	◇地域福祉を担っている民生委員・児童委員やボランティア団体、自治会等の活動を支援します。
地域活動団体等の情報提供	◇町広報紙や町ホームページを活用し、地域活動やボランティア活動等の情報提供を実施します。
ボランティアセンターの支援	◇ボランティア活動のコーディネートやボランティアの育成の役割を担うボランティアセンターを支援し充実を図ります。

#### <みなさんに期待する取組>

- ・地域活動やボランティア活動に関心を持ち、参加するように努めましょう。
- ・地域の課題を解決する活動に協力するように努めましょう。



## 基本目標 2 助け合う地域づくり

### 1 地域交流機会の確保

#### 現状と課題

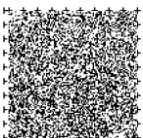
- 近所付き合いの希薄化により、住民同士の交流が少なくなっています。つながりを深めるうえで重要な機会となっているものは、「町内会・自治会の活動」(43.2%)が最も多くなっています。
- 地域の交流機会である町内会・自治会などの地域活動は、参加していない(51.4%)が多くなっています。
- 地域の行事や祭りなどの交流の場が減少しており、地域コミュニティ活動の停滞が進行しています。
- 身近な地域に参加できる場があることで、困りごとの発見や助け合いにつながりやすくなります。多様な交流の機会やつながりが持てる拠点を増やしていくことが大切です。

誰もが地域から孤立せず、ともに支え合い、助け合いながら暮らすことのできる地域づくりに向けて、日頃から地域とのつながりを大切にし、互いに知り合い、交流し合える関係づくりが必要です。

#### 基本的な考え方

日頃の近所付き合いが希薄化し、地域におけるコミュニティ機能の低下へとつながっており、地域での支え合いや助け合いを高めていくため、子どもから高齢者まで多くの人が気軽に集まれる機会を創出します。

各地域におけるサロンなどをはじめとして、多くの人が気軽に集まれる機会づくりを推進し、地域での交流やつながりを支援します。



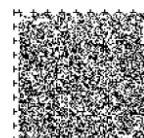
## 今後の取組

### ●町の取組

取組	内容
交流の機会づくり	◇地域ぐるみの活動機会として全町的なイベントを開催します。
交流の場の充実	◇地域住民の交流の場として、公共施設等を活用した交流の場づくりを支援します。

#### <みなさんに期待する取組>

- ・自治会・町内会活動や行事に参加しましょう。
- ・地域の交流の場に関心を深めましょう。
- ・地域の交流の場に参加、協力しましょう。



## 2 地域福祉ネットワークの整備

### 現状と課題

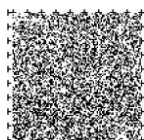
- 近所付き合いとして、あいさつや助け合いをする必要があると感じている人が多くなっています。
- 地域での支援として、「緊急時の手助け」(37.5%)、「安否確認の声かけ」(18.3%)、「子どもの通学路の見守り」(11.4%)などが必要と感じてられています。
- 自治会や区長と、地域の民生委員・児童委員との連携については、「取れていない・取れているが不十分」となっています。
- 支援を必要とする人の求めるニーズが多様化しており、行政による既存のサービスや取り組みだけでは対応することが難しくなっています。

自治会や民生委員・児童委員、社会福祉協議会、ボランティア団体、NPO法人などが地域において福祉のネットワークを整備し、地域での支え合い、助け合いにつなげることが求められています。

### 基本的な考え方

地域の一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の増加、さらには高齢者が高齢者を介護している状況や子育ての不安を相談できずに孤立している保護者の問題などがあります。このような、現在の社会状況から生じる課題を解決していくためには、住民による支え合い、助け合いの仕組み、人と人とのつながりを作ることが重要です。

このため、地域での生活に最も身近な自治会、さらに地域で活動する様々な団体などによる地域福祉のネットワークの仕組みづくりを進めていきます。





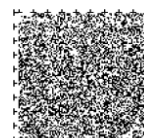
## 今後の取組

### ●町の取組

取組	内容
自治会、民生委員・児童委員等との連携	◇地域での課題を早期に発見するため、自治会や民生委員・児童委員等や自治会と連携を図ります。
地域福祉ネットワーク構築の支援	◇地域福祉活動を担う様々な主体が円滑な連携ができるネットワーク構築を支援します。

#### <みなさんに期待する取組>

- ・地域福祉関係団体との情報共有や意見交換の機会をもちましょう。
- ・それぞれの活動の中で困ったときは、別の活動者と一緒に取り組みましょう。
- ・隣近所と、日頃からのコミュニケーションを心がけましょう。



### 3 関係機関との連携による支援

#### 現状と課題

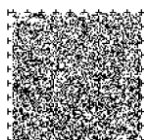
- 社会福祉協議会や民生委員・児童委員の活動内容が住民に十分に認知されていない状況です。
- 社会福祉協議会の活動として知られているのは、「赤い羽根協同募金運動」や「福祉の店ぶどうの樹」、「歳末たすけあい募金」などです。
- 社会福祉協議会のサービスとして知られているのは、「福祉機器・福祉用具の貸出」、「福祉車両の貸出」などです。
- 民生委員・児童委員の活動で、今後期待する活動は、「地域の要支援者の見守り」、「福祉に関する情報提供」などです。

地域福祉活動の推進主体として中心的な役割を担う社会福祉協議会、民生委員・児童委員等の活動の情報提供を充実させ、認知度を高める必要があります。また、社会福祉協議会が行うサービスについて、情報提供や身近な地域で気軽に相談できる支援体制の充実が求められます。

#### 基本的な考え方

社会福祉協議会においては、福祉サービスの提供やボランティア活動の活性化などに取り組んでおり、地域福祉を推進するうえで重要な役割を担っています。また、民生委員・児童委員については、日頃から地域の身近な相談者として、住民と行政とのパイプ役を担っています。

今後の地域福祉活動を活性化させるため、社会福祉協議会の活動や民生委員・児童委員活動を支援し、連携をさらに深めていきます。



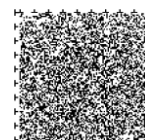
## 今後の取組

### ●町の取組

取組	内容
社会福祉法人による地域における公益的な取り組みの促進	◇社会福祉協議会が積極的な事業展開を図れるよう、組織運営や活動を支援します。
	◇民生委員・児童委員と連携し、社会福祉協議会の活動に協力します。

#### <みなさんに期待する取組>

- ・社会福祉協議会の発行する「社協だより」やホームページ等で、活動やサービスの理解を深めましょう。
- ・社会福祉協議会の活動やイベントに参加しましょう。



## 基本目標 3 地域福祉の基盤づくり

### 1 相談支援体制の充実

#### 現状と課題

- 気軽に相談できる場所が必要とされています。
- 相談体制や福祉情報の提供が求められています。
- 相談したくても、相談の方法がわからず困っている人がいます。
- 複雑化・複合化した福祉課題が増えてきています。

住民が抱える課題や問題を早期に発見し適切に対応するため、気軽に相談できる場所を確保する必要があります。

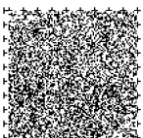
行政や関係機関・団体などの相談窓口の周知を図るとともに、相談機関の連携の向上や相談員の資質向上が求められています。

#### 基本的な考え方

相談窓口などに関しては、町の関係各課や社会福祉協議会、地域の民生委員・児童委員などがありますが、どんな相談窓口があるか分からない、身近に相談できる人がいない、あるいは相談窓口があっても行くことのできない人など様々な課題が考えられます。

そのため、広報紙や町ホームページなどを活用した情報提供や相談窓口の周知を図るとともに、地域においては民生委員・児童委員などと緊密な連携・協力を行うなど、町と地域が一体となった相談体制の充実に努めます。

また、様々な福祉課題を解決するために、各分野の縦割りの支援ではなく、関係機関との連携・調整をし、総合的な支援を行うことが必要です。



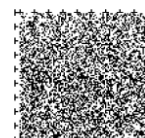
## 今後の取組

### ●町の取組

取組	内容
重層的体制整備の推進	◇住民の複雑化・複合化した生活課題に対応する包括的な支援体制を構築するため、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業を推進します。
相談窓口の整備及び周知	◇広報紙や町ホームページなどでの情報提供や出前講座等での紹介などによる各種相談窓口を周知します。
包括的な相談支援の構築	◇各相談窓口において、相談者の属性、世代、相談内容等に関わらず、地域住民からの相談を幅広く受け止め、複雑化・複合化した生活課題については支援関係機関等と連携を図りながら支援する体制の構築を図ります。
支援者の資質向上	◇資質を確保するために、研修の実施や支援者間のネットワークを構築し、支援者の資質向上を図ります。

#### <みなさんに期待する取組>

- ・ 広報紙や町ホームページなどで各種相談窓口の情報を把握しましょう。
- ・ 困ったときは、信頼できる身近な窓口にご相談しましょう。



## 2 見守り支援体制の整備

### 現状と課題

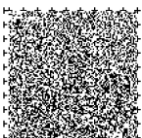
- 高齢化率の上昇が顕著であり、一人暮らし高齢者や高齢者世帯が増加傾向にあります。
- 地域の支援で必要なものが「見守りや声かけ」という方が8割を超えています。
- 地域における民生委員・児童委員との連携を更に高める必要があります。

関係機関や事業者などと連携し、支援を必要とする一人暮らし高齢者や高齢者世帯、生活困窮や引きこもりなど、様々な困難を抱える人々の早期発見から、身近な地域、隣近所での見守り支援活動の実施に向けた取り組みを推進する必要があります。

### 基本的な考え方

地域住民の皆さんが、困難を抱え支援を必要としている人の存在に気づき、本人が相談や支援要請をできない場合には手を差しのべられるよう、行政や民生委員・児童委員等から見守り支援活動の重要性についての啓発を進める必要があります。

自治会組織や民生委員・児童委員、新聞配達所やの関係事業者、さわやかクラブ連合会等の地域団体などが相互に連携し、訪問の際に要支援者の安否確認や支援要望の聞き取りを行うなど、連携を強化した対応を進める必要があります。



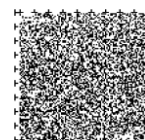
## 今後の取組

### ●町の取組

取組	内容
民生委員・児童委員活動の支援	◇見守り活動や相談支援活動など、民生委員・児童委員活動を支援します。
住民主体の見守り活動の促進	◇地域における見守り活動を促進します。
見守り支援のネットワーク化	◇地域団体や関係機関による見守り支援ネットワークを構築し、関係機関間の情報共有を行います。

#### <みなさんに期待する取組>

- ・民生委員・児童委員が行う要援護者の把握調査に協力しましょう。
- ・支援を必要としている人や困っている人がいることに気付いた場合は、民生委員・児童委員をはじめ、町や社会福祉協議会等の相談窓口を紹介しましょう。



### 3 福祉のまちづくりの推進、安心・安全の確保

#### 現状と課題

- 住み慣れた地域で自立した生活を送るために、各福祉計画で策定した事業の実施と福祉サービスの向上を図る必要があります。
- 地域力を生かした防犯や防災活動など、安心・安全の地域づくりが重要となっています。
- 一人暮らしの高齢者や障がい者に対する災害時の支援体制を整備するため、「避難行動要支援者登録制度」を創設しています。
- 公共施設や公園、道路などのバリアフリー化が推進されています。
- 高齢者や障がい者など様々な立場の人が生活しやすいまちづくりが求められています。

災害発生時では、緊急時に備え、防災訓練の参加や防災意識の向上に向けた防災力向上を高めていくことが必要です。支援を必要としている高齢者や障がいのある人などを把握し、避難を支援する地域の見守り支援体制を築いていく必要があります。

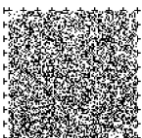
不特定多数の人が利用する施設などで、誰もが使いやすくなるよう、バリアフリー化やユニバーサルデザインへの配慮が求められています。また、ハード整備だけでなく「心のバリアフリーやユニバーサルデザイン」の意識啓発を図る必要があります。

#### 基本的な考え方

災害に強いまちづくりを進めるためには、町民一人ひとりの意識向上を図り、地域の防災・防災力を高めていき、行政と地域・関係機関が協力する必要があります。災害発生時においても「自分たちの地域は自分たちで守る」という『共助』の意識が求められます。

また、要援護者が迅速・安全に避難できるように、関係機関や団体と避難行動要援護者の情報を共有し、地域で適確な対応ができる体制づくりに努めます。

福祉のまちづくりを推進していく上で、ハード・ソフトの両面からバリアフリー・ユニバーサルデザインが進むことで、誰もが安心・安全に暮らすことができるまちづくりを推進していきます。





## 今後の取組

### ●町の取組

取組	内容
福祉サービスの充実	◇住み慣れた地域で生活を送るため、各福祉計画で策定した事業を円滑に実施します。
住民主体の防災活動の促進	◇自治会・自主防災組織の支援を行います。
災害発生時の備えの充実	◇避難行動要援護支援者の把握及び支援体制の整備を進めます。また、防災訓練の実施や避難所開設訓練を実施します。
バリアフリー及びユニバーサルデザインの整備	◇歩道の確保や段差の解消、公共施設のバリアフリー化等誰もが使いやすく整備された町づくりを推進します。
	◇心のバリアフリーに関する普及・啓発を図ります。

#### <みなさんに期待する取組>

- ・適切に福祉サービスを利用しましょう。
- ・日ごろから声掛けをしい、助け合える関係づくりをしておきましょう。
- ・自主防災組織の活動に関心を持ち、防災訓練に参加しましょう。
- ・災害時に支援の必要な人への支援計画の作成に努めましょう。
- ・杖をついて歩いている人や車いすに乗っている人等困っている人がいたら、手助けをしましょう。
- ・心のバリアフリーを意識しましょう。



## 4 社会的孤立対策の推進

### 現状と課題

- 日常生活若しくは社会生活において孤独を覚えることにより、または社会から孤立していることにより心身に有害な影響を受けている状態にある人を支援するため、孤独・孤立対策推進法が令和6年4月1日に施行されます。
- 人口減少、少子高齢化、核家族化、未婚化・晩婚化等を背景とした単身世帯や単身高齢者の増加といった社会環境の変化が進み、地域社会を支える地縁・血縁といった人と人との関係性や「つながり」は希薄化しています。
- 社会生活を一変させた新型コロナウイルス感染症は、孤独・孤立の問題を顕在化させ、一層深刻化させる契機になったと考えられています。
- 社会的孤立に陥っている人は、福祉サービスについての情報がない、助けは借りたくないなどの理由で、行政による支援が十分に受けることができないこともあります。

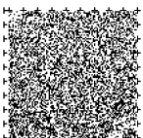
単身世帯や単身高齢世帯の増加が見込まれる中で、孤独・孤立の問題の深刻化が懸念されることから、地域社会に内在する孤独・孤立の問題に対応していく必要があります。

### 基本的な考え方

人と人との「つながり」を実感できることは、孤独・孤立の問題の解消にとどまらず、地域社会、地域コミュニティの活性化にも資することから、そのための施策を推進します。

日常生活の場である地域をはじめとしてあらゆる分野に孤独・孤立対策の視点を入れ、すべての人のために、広く多様な主体が関わりながら、人と人との「つながり」を築けるような地域づくりを進めます。

社会的孤立者を受け止めるためには、多分野(ホームレス・ニート・ケアラー、生活困窮や自殺問題や虐待など)の連携が求められます。各課題に適した情報交換や連携を日ごろから図る必要があります。



## 今後の取組

### ●町の取組

取組	内容
声を上げやすい地域社会づくり	◇「支援を求める声を上げることは良いこと」等の理解・機運を醸成し、当事者や周りの方が声を上げやすくなり支援制度を知ることができるよう、情報発信・広報・普及啓発を行います。
切れ目のない相談支援	◇一元的な相談支援体制、相談と支援をつなぐ体制の本格実施に向けた整備に努めます。
人と人との「つながり」を実感できる地域づくり	◇日常の様々な分野における緩やかな「つながり」を築けるよう、多様な「居場所」づくりの自主的な活動やボランティア活動を推進します。

#### <みなさんに期待する取組>

- ・孤独・孤立で困っている方を見かけたら、声がけするよう努め、関係機関等に連絡しましょう。
- ・自治会活動への参加、協力など、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりをしましょう。



## 5 権利擁護の推進

### 現状と課題

- 人生 100 年時代ともいわれる長寿社会を迎え、今後、認知症高齢者や親亡き後の障がい者の増加が見込まれます。
- 児童・高齢者・障がい者など、社会的弱者に対する虐待は全国的に後を絶たない現状です。町では、虐待の深刻化を防ぐため、埼玉県や関係機関と連携し、虐待防止の普及・啓発、対応等に努めています。

成年後見制度の利用促進のための体制整備が必要になっています。

今後、認知症高齢者の増加等が予想され、これまで以上に関係機関との連携を強化し、虐待防止の普及・啓発、早期発見・早期対応が求められています。

### 基本的な考え方

少子高齢化の進行や家族関係の希薄化により、家族内での支え合いが難しくなり、成年後見制度の需要が高まると予想されることから、住民の権利擁護、成年後見制度に関する理解促進を図ります。

このため、関係機関との連携により、権利擁護の推進、成年後見制度の普及に努めます。

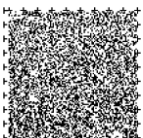
### 今後の取組

#### ●町の取組

取組	内容
成年後見制度利用促進基本計画の推進	◇成年後見制度利用促進計画を策定し、総合的、計画的に施策を推進します。(別掲 P57)
虐待の防止	◇虐待を防止の意識啓発を行うとともに、相談窓口の周知を行います。また、虐待の早期発見、早期対応に努め、問題を抱えている養護者又は保護者の支援を実施します。

#### <みなさんに期待する取組>

- ・一人ひとりの、人権を尊重しましょう。
- ・成年後見について、理解し、適切に利用しましょう。
- ・虐待の疑いがあった場合は、関係機関に連絡しましょう。



## 6 再犯防止対策の推進（再犯防止推進計画）

### 現状と課題

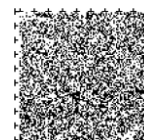
- 近年、全国的に刑法犯の検挙者数が減少している一方で、検挙者数に占める再犯者数の割合（再犯者率）は半数近くを占めており（再犯防止推進白書）、再犯を防止することが重要な課題となっています。
- 平成 28 年 12 月に「再犯の防止等の推進に関する法律」が施行され、この法律において、国及び地方公共団体は再犯防止施策を進める責務があり、地方公共団体は「地方再犯防止推進計画」を定める努力義務があることが明記されました。
- 犯罪や非行からの立ち直りを支援し、犯罪や非行を生まない、誰もが安心して暮らすことができる地域づくりを推進するため、本項を「再犯防止推進計画」として定めます。

地域社会で生活する犯罪をした人等が、社会復帰できるよう支援していきます。  
再犯防止に対する理解が深まり、犯罪をした人への支援の輪が広がっていく必要があります。  
また、地域社会が受け入れる体制づくりが求められています。

### 基本的な考え方

再犯を防止するために、社会復帰を支援するとともに、地域社会において受入体制づくりを進めます。地域住民が立ち直ろうとする人への理解を深め、受け入れることのできる地域社会づくりを進めます。

このため、犯罪者や非行少年の更生支援や犯罪・非行の予防啓発について、保護司会等の関係機関や地域と連携を図ります。



## 今後の取組

### ●町の取組

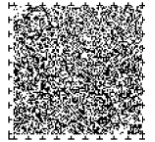
取組	内容
保護司会との連携	◇保護司会等関係機関と連携し、活動内容や再犯防止についてを周知し、社会復帰を目指す人を支える環境づくりを推進します。
社会を明るくする運動の実施	◇保護司会と連携し、犯罪や非行の防止と犯罪をした人等の更生についての理解が深まるよう社会を明るくする運動を実施します。
生活基盤の確保支援	◇生活困窮者自立支援を通じ、就労や住居の確保等、生活の安定のための相談を実施します。
子どもの健全育成	◇青少年の健全育成、非行防止に取り組みます。また、薬物乱用防止を推進します。

#### <みなさんに期待する取組>

- ・再犯防止のための取組や活動に関心を持ち、協力しましょう。
- ・社会復帰を目指す人が、様々な「生きづらさ」を抱えていることへの理解を深めましょう。
- ・地域に心配ごとを抱えている人がいたら、保護司や更生保護サポートセンター、町や社会福祉協議会等の相談窓口を紹介しましょう。



# 成年後見制度利用促進基本計画



## 1 策定の背景

成年後見制度は、認知症や知的障がい、精神障がいなどにより、判断能力が十分でない人に対し、権利や財産が損なわれることがないように、裁判所によって選任された成年後見人などが本人の財産の管理、福祉サービスやその他の契約などを行い、生活を保護し支援する制度です。

平成 12 年の制度開始以降、認知症高齢者等の増加に伴いその重要性が高まる一方で、制度の複雑さや金銭的な負担などから、なかなか周知されにくい面もありました。

国は、平成 28 年に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」を施行し、平成 29 年には令和 3 年度までの 5 年間に計画期間とした「成年後見制度利用促進基本計画」を策定しました。この計画では、利用者がメリットを実感できる制度への改善を進め、全国どの地域でも成年後見制度を必要とする人が利用できる体制整備を進めることとしています。

また、国は令和 4 年度から令和 8 年度までの第 2 期成年後見制度利用促進基本計画を策定し、権利擁護支援のネットワークを一層充実させることが求められています。

市町村においては、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」において、成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めることとされています。

宮代町においても、こうした国の動向に対応して、成年後見制度の利用が必要な人も地域社会の一員として住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、権利擁護支援における地域ネットワークを構築することで「地域共生社会」の実現を目指します。

## 2 計画の位置づけ

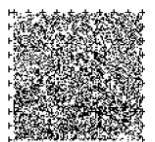
本計画は、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」第 14 条の当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画として位置づけます。

また、成年後見制度の主な利用対象者は「認知症高齢者」「知的障がい者」「精神障がい者」であり、その領域は「みやしろ健康福祉プラン-高齢者-」で定める高齢者福祉・介護保険の分野と「みやしろ健康福祉プラン-障害者編-」で定める障がい者福祉の両分野にわたるため、これらを包含する「宮代町地域福祉計画」において一体的に策定することにより、横断的・重層的な支援を踏まえた施策につながることを見込みます。

なお、本計画の期間は「宮代町地域福祉計画」と同様に、令和 6 年度から令和 11 年度の 6 年間とします。

## 3 成年後見制度とは

成年後見制度は、認知症、知的障がい、精神障がい、発達障がいなどによって物



事を判断する能力が十分ではない方について、ご本人の権利を守る援護者（成年後見人等）を選ぶことで、法律的に支援する制度です。

成年後見制度には、「法定後見制度」と「任意後見制度」の2つの制度があります。

### |(1)法定後見制度

法定後見制度は、判断能力が十分ではない方に対して、本人の権利を守るための制度です。家庭裁判所に対して、判断能力が不十分であり、代理人による支援（成年後見人等）が必要である旨を申立することで、家庭裁判所がその状況を判断し、最も適任とする人を選任します。

判断能力の程度により「後見」「保佐」「補助」と3つに区分されており、その区分により代理人（後見人等）が行える行為の範囲が異なります。

家庭裁判所に申立ができるのは、本人、配偶者、4親等以内の親族等とされています。

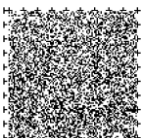
#### 【法定後見制度の3種類】

	後見	保佐	補助
対象となる人	判断能力が常に欠けている人	判断能力が著しく不十分な人	判断能力が不十分な人
選任される代理人	後見人	保佐人	補助人

### |(2)任意後見制度

任意後見制度は、判断能力が低下した場合に備えて、判断能力が十分あるうちに、あらかじめ自身で選んだ任意後見人と契約を交わしておきます。契約内容は、判断能力が低下した場合に自分に代わってしてもらいたいことを決めておきます。本人の判断能力が低下した際には、家庭裁判所に申立を行い、任意後見監督人を選任してもらいます。契約していた任意後見人は家庭裁判所による任意後見監督人の選任がされたのち効力が生じます。

また、任意後見人が行うことができるのは、あらかじめ契約にて取り決めた事項のみです。





## 4 宮代町の成年後見制度について

宮代町を管轄するさいたま家庭裁判所久喜出張所の管内には久喜市・加須市・幸手市・白岡市・宮代町の5市町があります。管内市町の成年後見制度利用者数は、概ね増加傾向にあります。

さいたま家庭裁判所久喜出張所管内の成年後見制度（累計）利用者数一覧

本人の住所		法定後見合計	後見	保佐	補助
久喜市	令和3年度	150	129	20	1
	令和4年度	157	134	22	1
加須市	令和3年度	109	75	29	5
	令和4年度	114	78	28	8
幸手市	令和3年度	75	66	7	2
	令和4年度	79	67	10	2
白岡市	令和3年度	52	40	9	3
	令和4年度	51	40	9	2
宮代町	令和3年度	32	22	8	2
	令和4年度	30	23	5	2

集計期間：令和3年1月1日～令和3年12月31日  
令和4年1月1日～令和4年12月31日

出典：さいたま家庭裁判所  
令和3・4年度市区町村別成年後見制度利用者一覧表（管内別・類型別）

## 5 町長申立てについて

成年後見制度では、申立ることができる人は、本人、配偶者、4親等内の親族などとされています。しかしながら、身寄りが無い場合や4親等内の親族はいるものの、様々な理由で申立てに協力出来ない場合、また、虐待事案等で早急に申立てが必要な場合などには、市町村長が申立てを行うことができるとされています。

さいたま家庭裁判所久喜出張所管内の令和4年成年後見申立て件数一覧

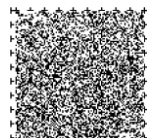
	件数
久喜市	10
加須市	2
幸手市	1
白岡市	2
宮代町	1

集計期間：令和4年1月1日～令和4年12月31日

出典：令和4年度埼玉県成年後見利用促進取組状況調査

## 6 宮代町の現状について

宮代町の高齢者人口は、65歳～74歳の前期高齢者は年々減少していますが、75歳以上の後期高齢者は年々増加し、令和12年には65歳以上の高齢者人口の65.5%を占めることが見込まれます。



また、療育手帳所持者数、精神障害者保健福祉手帳所持者数は、ともに増加傾向にあります。

#### 宮代町の高齢者人口及び障害者手帳所持者数等の推移

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
高齢者人口(65歳以上)	11,034	11,045	10,974
うち要介護・要支援認定者数	1,735	1,818	1,847
療育手帳所持者数	282	288	298
精神障害者保健福祉手帳所持者数	304	334	372

集計期間：高齢者人口、要介護・要支援認定者数(各年10月1日時点)  
療育手帳所持者数、精神障害者保健福祉手帳所持者数(各年4月1日時点)

65歳以上の5人に1人が認知症になると言われていますが、高齢者人口の増加に伴って認知症を発症する人の数も増えてきています。療育手帳所持者数は微増傾向、精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向ですが、知的障害者の平均年齢が上昇すれば、今まで面倒を看ていた親の年齢も上がり、出来ない事も増えてきますので、成年後見制度の需要はさらに高まると予想されます。

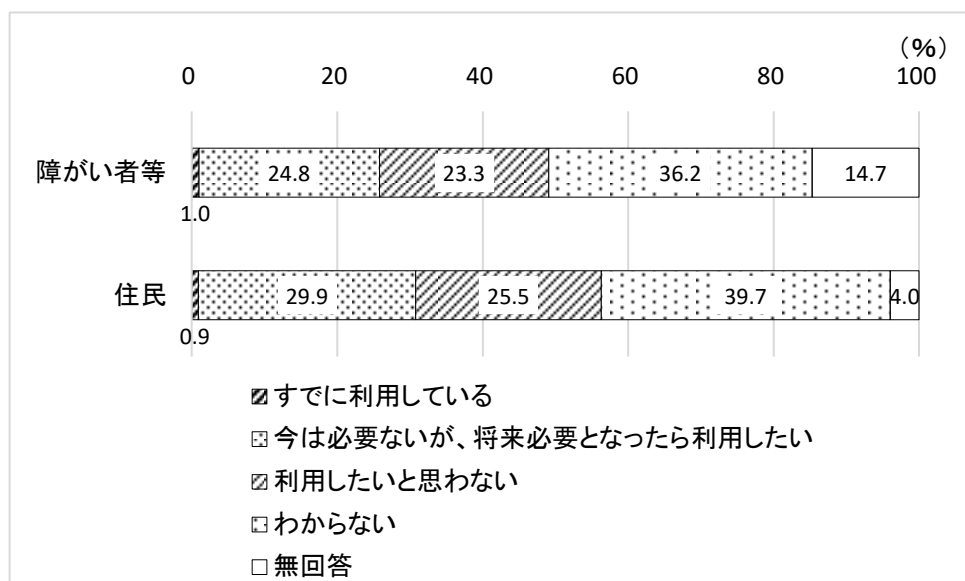
## 7 成年後見制度の認知状況について

町では、成年後見制度に対する地域住民の理解度を量るため、アンケート調査を実施しました。

### (1) 障がい者アンケート

令和4年度に実施した「障がい福祉に関するアンケート調査」及び「地域福祉に関するアンケート調査」において、成年後見制度の利用状況について調査しました。

【成年後見制度を利用していますか。または、今後利用したいと思いますか】

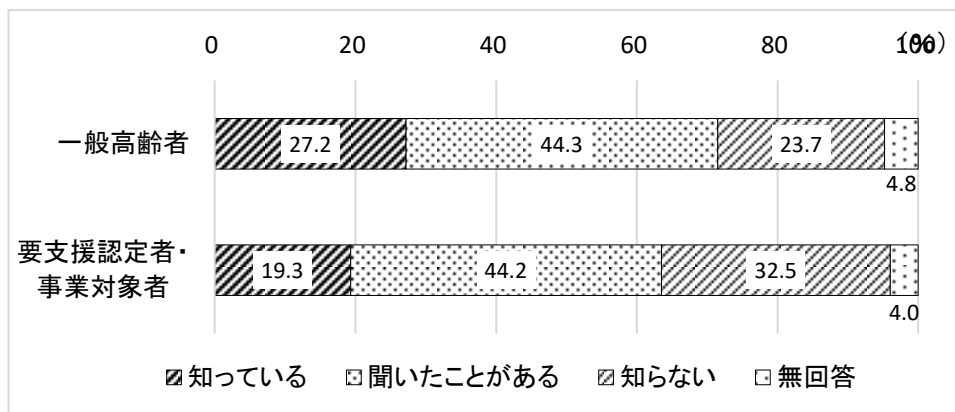


障がい者全体と18歳以上の住民のいずれも「わからない」と回答した人の割合が最も多く、4割弱を占めています。

## （2）高齢者アンケート

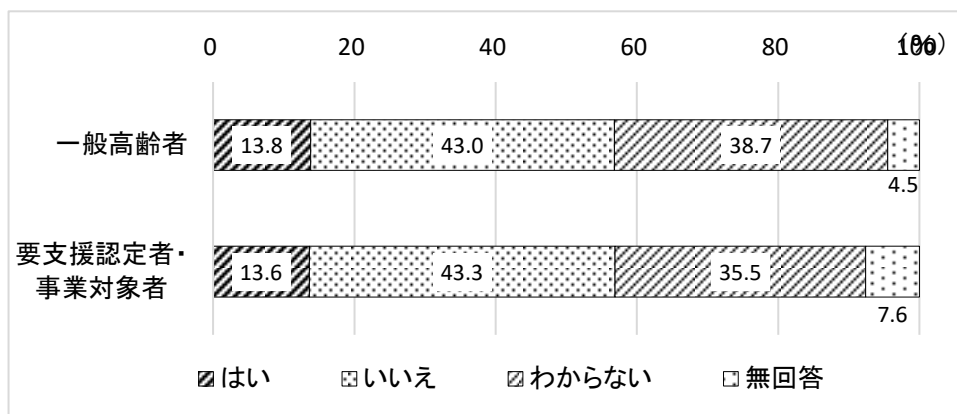
令和4年度に実施した「みやしろ健康福祉プラン高齢者編策定に伴うアンケート調査」では、成年後見制度について、高齢者を対象に以下の質問項目を設け調査をしました。

【成年後見制度をご存じですか】

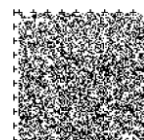


成年後見制度の認知度については、「聞いたことがある」と「知らない」と回答した人の割合を合わせると6割を超え、制度の周知が必要ながわかります。

【あなた自身が認知症などで判断が十分にできなくなったとき、成年後見制度を利用したいと思いますか】



成年後見制度を利用したいかという質問に対しては「いいえ」と「わからない」と回答した人の割合を合わせると、約8割という結果となり、「はい」と回答した人は約13%と利用意向は限定的となっています。成年後見制度については、制度を知ったうえで判断能力が低下した場合のことを考えていく必要があります。住民に対しての周知・啓発が今後一層重要になります。



## 8 成年後見制度の利用促進

### (1) 基本方針

宮代町の高齢者・障害者に関する状況や成年後見制度に関する国の動向などを踏まえ、宮代町においても、成年後見制度を必要とする人が適切に利用できるよう、国の成年後見制度利用促進基本計画に基づき、成年後見制度の利用促進に努めます。

### (2) 施策

#### ①成年後見制度の利用促進

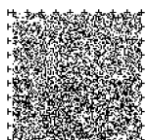
地域社会全体に、権利擁護とその手段である成年後見制度についての理解が得られるよう、成年後見制度に関する周知・普及啓発・理解促進などに取り組み、住民に対しての情報提供に努めます。また、虐待事案への対応や身寄りのない人・身寄りに頼れない人の支援においては、町長申立てを行うなど適切に対応します。

#### ②地域連携ネットワークの整備

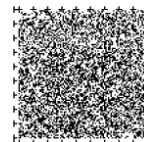
権利擁護支援が必要な人を把握し、相談に応じ、成年後見制度の利用に結びつけるために、地域における福祉・医療・法律・行政等の関係者が連携し、情報交換や情報共有を行い、協働できる体制として地域連携ネットワークの整備を図ります。

#### ③中核機関の設置

本人や関係者からの権利擁護支援や成年後見制度に関する相談を受け、支援の内容検討や支援の適切な実施にかかるコーディネートなどを行う中核機関を設置します。



## 第5章 計画の推進に向けて



### 1 協働による計画の推進体制

地域には、多岐にわたる福祉ニーズが潜在しており、公的な福祉サービスでは対応できないニーズに対応していくための地域福祉への取組の重要性は、ますます高まっています。

自分たちの住む地域において、個々の状況に応じた多様な福祉ニーズに対し、支え合い、助け合いながら対応していくには、個人や家族が自ら努力する「自助」、個人や家族で対応できない問題は住民同士（地域）で支援し合う「共助」、住民同士（地域）で対応できない問題は行政が支援する「公助」といった、それぞれの取り組みが重要となります。

この計画を推進するにあたっては、地域福祉を担う主体それぞれが、相互に連携を図り、役割を果たしながら計画を進めていくことが大切です。

### 2 計画の周知

地域福祉は、町、社会福祉協議会、住民、福祉活動団体、民生委員・児童委員、ボランティア団体、事業者など、地域にかかわるすべての団体や関係者が協力、協働して推進していくことが大切です。

このため、計画書本編はもとより、計画書の概要版や広報紙、町ホームページなどにより広く情報発信し、住民への周知を図ります。

また、地域福祉の普及・啓発を通じて、具体的な取組や活動事例を紹介するなど、理解と参加・協力を推進し、地域における主体的な活動を促進していきます。

### 3 各主体における役割

#### (1) 住民の役割

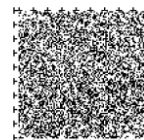
地域福祉の活動の主役は、そこに暮らす住民一人ひとりです。

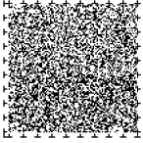
地域の一員として、自分の暮らす地域に関心を持ち、隣近所とのあいさつや自治会活動・地域行事へ積極的に参加するなど、身近にできることから暮らしやすい地域づくりを心がけていくことが期待されます。

#### (2) 自治会などの役割

自治会や老人クラブ、PTAなどの地縁に基づく組織は、もっとも住民に近い存在であり、地域活動の基盤となる組織です。

住民相互の支え合いの活動を推進するとともに、支援が必要な人の情報や地域の課題を把握し、町や関係機関などと連携して必要な支援につなげていくことが期待されます。





### (3) ボランティア団体・NPO法人の役割

ボランティア団体やNPO法人には、地域の課題解決に主体的に取り組む担い手として、地域に密着した活動や支援を充実していくとともに、地域住民や地域の様々な活動者・活動団体、関係団体、社会福祉協議会、町などと連携・協働し、地域福祉活動を主体的に実践・推進していくことが期待されます。

### (4) 民生委員・児童委員の役割

民生委員・児童委員は、地域福祉の推進役であり、住民の相談に応じるとともに、必要な支援を行う地域福祉活動の担い手です。

地域の身近な相談役、地域住民と町をはじめとする地域の関係機関・団体との橋渡し役や住民同士の支え合い・助け合い活動の核として住民が安心して暮らせるための活動を推進していくことが期待されます。

### (5) 福祉施設（事業者）の役割

福祉施設（事業者）には、児童、高齢者、障がいのある人まで幅広い社会福祉の専門性を活かして、利用者の立場に立った質の高いサービスを提供するとともに、地域住民やボランティア、地域の様々な活動団体、関係機関、社会福祉協議会、町などと連携・協働しながら地域福祉活動を支えていくことが期待されます。

### (6) 企業・商店・事業所・医療機関の役割

企業・商店・事業所・医療機関には、地域の住民と関わる中で気づいた地域の課題を町や関係機関などにつなぐなど、地域の課題解決に向けた取組が期待されます。また、すべての住民が健康で健やかな生活を送るために、医療機関の役割は重要なものとなっています。

### (7) 社会福祉協議会の役割

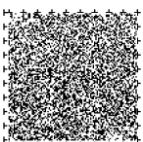
社会福祉協議会は、地域福祉を推進する中心的な団体であり、地域住民や社会福祉の関係者などの参加・協力により組織され、活動する民間組織です。そのため、住民の地域福祉に対する関心や意識を高め、住民主体の活動を促進するとともに、住民にとってより身近なところで地域福祉を具体的に推進していく役割が求められます。

また、本計画を町とともに推進し、住民、地域の団体・社会福祉の事業者などの連携体制を調整し、ネットワーク化する役割が期待されます。

### (8) 行政（町）の役割

町は、住民の福祉の向上を目指して福祉施策を総合的に推進し、公的なサービスを適切に運営する役割を担います。このため、住民が地域福祉活動を積極的に推進できるための基盤整備や住民、地域の団体・社会福祉の事業者、社会福祉協議会が連携・協働していくための支援や仕組みづくりなどを担っていく必要があります。

町の各分野の施策に対して、本計画と整合性が図られるよう調整を行います。



## 4 計画の進行管理

### (1) 進行管理

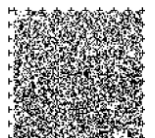
本計画の進行管理については、全庁的に施策の展開を行うため、関係各課の連携による計画の点検・評価を行います。

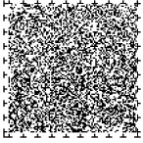
また、本計画は住民との協働により取り組む計画であるため、住民や福祉関係団体の代表者などで構成する「みやしろ健康福祉事業運営委員会」において第三者評価を行うとともに、各関連計画（高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、障がい者基本計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画、子ども・子育て支援事業計画）などとも整合を図りながら、効果的な推進に努めます。

### (2) 計画の見直し・更新

計画の見直し・更新については、計画期間の中間（3年）で点検・評価を行い、変更の必要が生じた場合には、当該事項を改定します。

また、計画の終期（6年）には住民アンケート等により現状の分析、確認を行い、新たな課題抽出やその対策としての取組内容等を検討するとともに、社会情勢の変化に対応した取組を検討します。





## 資料編

### 1 例規

#### (1) みやしろ健康福祉事業運営委員会条例

平成14年3月29日  
条例第8号

##### (設置)

第1条 介護、健康及び福祉(以下「福祉等」という。)に関する施策を町民の意見を十分に反映しながら適正かつ円滑に実施するため、みやしろ健康福祉事業運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。

##### (所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 介護保険法(平成9年法律第123号)第117条第1項の規定による介護保険事業計画、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の8第1項の規定による高齢者福祉計画、障害者基本法(昭和45年法律第84号)第9条第3項の規定による障害者基本計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第88条第1項の規定による障害福祉計画及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第33条の20第1項の規定による障害児福祉計画を統合する計画(以下「みやしろ健康福祉プラン」という。)の策定又は変更に関する審議
- (2) 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条第1号の規定による地域福祉計画の策定又は変更に関する審議
- (3) 前2号に規定する計画に基づく事業運営の点検及び評価
- (4) その他福祉等に関する重要事項の審議

##### (組織)

第3条 委員会は、次の各号のいずれかに該当する者のうちから町長が任命する者をもって組織する。

- (1) 福祉等に関し識見を有する者
- (2) 公募による町民
- (3) 関係行政機関に属する者
- (4) その他町長が特に必要と認めたる者

##### (定数)

第4条 委員の定数は、35人以内とする。

##### (任期)

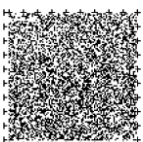
第5条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、連続して6年を超えない範囲において再任されることができる。ただし、当該附属機関の所掌事務に関し特に専門的な知識経験等を有する者が当該委員以外に得難い等特別の事情がある場合又は任期の途中である場合は、この限りでない。

##### (委員長及び副委員長)

第6条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。





(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

(高齢者福祉部会及び障害者福祉部会)

第8条 第2条に規定する事項の専門的な検討を行うため、委員会に、委員のうちから委員長が指名する者をもって構成する高齢者福祉部会及び障害者福祉部会を置く。

2 高齢者福祉部会及び障害者福祉部会に部会長を置き、当該部会を構成する委員の互選によりこれを定める。

3 委員は、高齢者福祉部会及び障害者福祉部会の委員を兼ねることができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、福祉課及び健康介護課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

## (2) みやしろ健康福祉プラン策定委員会設置規程

平成18年6月20日

訓令第16号

(設置)

第1条 この訓令は、宮代町の障害者施策、高齢者保健福祉施策及び介護保険事業を円滑かつ計画的に推進することを目的とするみやしろ健康福祉プラン(以下「計画」という。)の策定に関し、必要な調査・検討を行うため、みやしろ健康福祉プラン策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

(1) 基礎資料の収集及び町民意向の把握に関すること。

(2) 現行計画の進行管理並びに事業計画との整合及び調整に関すること。

(3) 計画策定についての調査研究に関すること。

(4) 各種施策の評価及び立案に関すること。

(5) 計画素案の作成に関すること。

(6) 前各号に掲げるもののほか計画の策定に関し必要となる事務。

2 委員会は、計画策定にあたり、関連する他の委員会及び懇話会等と連携を図り、計画内容その他必要事項の整合性に努めなければならない。

(組織)

第3条 委員会は、宮代町課設置条例(平成6年宮代町条例第8号)第1条に掲げる課の長、議会事務局長、教育推進課長及び会計管理者をもって組織する。

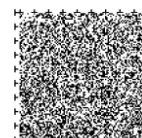
(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、福祉課長の職にある者をもって充てる。

3 副委員長は、健康介護課長の職にある者をもって充てる。

4 委員長は、会務を総理する。



5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。ただし、委員長が必要と認めるときは、副委員長が招集することができる。

2 会議を招集した委員長又は副委員長は、会議の議長となる。

(作業部会)

第6条 委員会の補助機関として、みやしろ健康福祉プラン策定委員会作業部会(以下「作業部会」という。)を置く。

2 作業部会は、委員会の指導及び助言の下に計画策定に必要な準備作業を行う。

3 作業部会は、委員長が指名する者をもって組織する。

(部会長及び副部会長)

第7条 作業部会に、部会長及び副部会長2人を置く。

2 部会長及び副部会長は、委員長が指名する者をもって充てる。

3 部会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(作業部会の招集)

第8条 作業部会は、必要に応じ、部会長が招集する。

(委員以外の者からの意見聴取)

第9条 委員長は、特に必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その者から意見等を求めることができる。

(副町長等の出席)

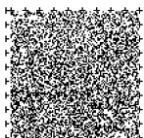
第10条 副町長及び教育長は、必要に応じ委員会に出席し、計画の策定に関し、指導及び助言等を行う。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、福祉課及び健康介護課において処理する。

(その他)

第12条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。



## 2 委員名簿

### (1) みやしろ健康福祉事業運営委員会委員

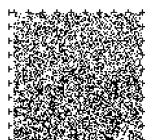
(敬称略)

区分	分野	団体名	氏名
福祉に関し 識見を有す る者	第1号	宮代町民生委員・児童委員協議会	根岸 博美
	第1号	宮代町手をつなぐ親の会	小林 次祥
	第1号	宮代町身体障害者福祉会	関根 佐智子
	第1号	社会福祉法人じりつ	飯山 和弘
	第1号	宮代町社会福祉協議会	松尾 敏明
	第1号	特定非営利活動法人きらりびとみやしろ	島村 孝一
	第1号	特別養護老人ホームみどりの森	並木 恭之
	第1号	公設宮代福祉医療センター六花	長澤 清行
	第1号	特別養護老人ホームひだまりの郷	斉藤 博之
	第1号	特別養護老人ホームもみの木	久保 貴義
	第1号	株式会社わたぼうし	伊達 千代子
	第1号	介護老人保健施設はーとびあ	民上 英俊
	第1号	小規模多機能ホームケアタウン宮代	伊東 博幸
	第1号	宮代町人権擁護委員	田口 孝雄
	第1号	身体障害者相談員	高橋 久美子
	第1号	知的障害者相談員	遠田 政宣
	第1号	埼玉北障害者生活支援センターたいよう	山路 久彦
第1号	埼玉北障害者生活支援センターひらの	杉村 健	
第1号	埼玉北基幹相談支援センタートロコ	吉澤 久美子	
その他町長 が特に必要 と認めた者	第4号	宮代町医師会	鈴木 仁志
	第4号	宮代町歯科医師会	村元 清信
	第4号	宮代町薬剤師会	伊藤 大助
関係行政機 関に属する 者	第3号	埼玉県越谷児童相談所	沼田 孝司
	第3号	春日部公共職業安定所	渡辺 修
	第3号	埼玉県立宮代特別支援学校	小林 祐太郎
	第3号	埼玉県立春日部特別支援学校	楠見 弘樹
公募による 市民	第2号	公募による市民	式田 貴美子
	第2号	公募による市民	金子 弘子
	第2号	公募による市民	平島 はつみ
	第2号	公募による市民	岡村 由紀江

## (2) みやしろ健康福祉プラン策定委員会委員

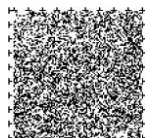
(敬称略)

	所属課等	職名	氏名
1	総務課	課長	福田 拓也
2	企画財政課	課長	菅原 隆行
3	住民課	課長	草野 公浩
4	税務課	課長	伊東 高幹
5	町民生活課	課長	吉永 吉正
6	環境資源課	課長	大場 崇明
7	福祉課	課長	鈴木 淳史
8	子育て支援課	課長	横内 宏巳
9	健康介護課	課長	井上 正己
10	産業観光課	課長	小川 英一郎
11	まちづくり建設課	課長	成田 雅彦
12	議会事務局	事務局長	押田 昭浩
13	教育推進課	課長	田中 啓之
14	会計室	会計管理者	宮野 輝彦



### 3 計画の策定経過

年月日	会議等	内容等
令和4年 11月29日～ 12月14日	地域福祉に関するアンケート 調査の実施	・ 宮代町に住む18歳以上の男女1,800 人 ・ 753人回収(回収率41.8%)
令和5年 6月27日	令和5年度第1回みやしろ健 康福祉事業運営委員会 全体会	・ アンケート調査の公表
令和6年 2月6日	令和5年度第2回みやしろ健 康福祉事業運営委員会 全体会	・ 計画(案)の承認について
令和6年 2月9日～2月29日	パブリックコメントの実施	・ 町内公共施設(5か所)及び町ホームペ ージにて計画(案)を公表し、意見を募 集(意見なし)





## 第2期宮代町地域福祉計画

【令和6年度～令和11年度】

令和6年3月

発行：宮代町

〒345-8504

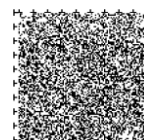
埼玉県南埼玉郡宮代町笠原1-4-1

TEL 0480-34-1111(代)

FAX 0480-34-3396

URL <http://www.town.miyashiro.lg.jp>

企画・編集：宮代町 福祉課 福祉支援担当









(裏表紙)